

認め合い ともに輝く
男女共同参画おかやプランV
2015—2019



平成 26 年度男女共同参画社会づくりポスターコンクール
小学生の部 最優秀賞 小井川小学校5年 河口 芽生 さん

“ 認め合い とともに輝く 岡谷 ” の実現に向けて



少子高齢化の進展や生産年齢人口の減少、また人々の価値観やライフスタイルの多様化など、私達をとりまく様々な環境の変化や課題に対応するためには、男女共同参画社会の実現がますます重要となってきております。

本市では、平成6年の女性行動計画の策定以降、平成22年に策定した「男女共同参画おかやプランⅣ」まで約20年間、男女共同参画社会づくりの実現に向けて、様々な施策を推進しており、今後さらに総合的、計画的に推進するため、このたび「男女共同参画おかやプランⅤ」を策定いたしました。

本計画では、岡谷市がめざす「男女共同参画社会」のすがたを「3つの将来像」として描き、それを実現するための施策として「4つの基本目標」を掲げており、これまでの計画の成果と課題を踏まえ、着実に目標達成に向けた具体的な取組に繋げてまいりたいと考えております。

男女共同参画社会づくりは、市の施策はもちろん、市民の皆様をはじめ、事業者、教育関係者等の皆様が、密接な連携のもと一体となって推進していくことが重要であり、皆様の一層のご理解とご協力を心からお願い申し上げます。

この計画を策定するにあたり、貴重なご意見をお寄せいただきました市民の皆様をはじめ、ご提言いただきました岡谷市男女共同参画計画策定検討委員会および岡谷市男女共同参画審議会の委員の皆様に厚くお礼を申し上げます。

平成27年3月

岡谷市長 今井 竜五

目 次

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨	1
2 計画の性格と位置づけ	1
3 基本理念	2
4 計画の期間	2
5 他の計画との関係	2
6 男女共同参画をめぐる社会変化と岡谷市の現状	3
(1) 国際的な動き	3
(2) 国の動き	3
(3) 県の動き	5
(4) 岡谷市の現状	5

第2章 計画の内容

1 岡谷市がめざす「男女共同参画社会」のすがた	8
2 計画の体系	9
3 施策の展開	10
■基本目標1 女性の活躍促進	10
■基本目標2 仕事と家庭を両立できる環境の整備	14
■基本目標3 地域での男女共同参画の推進	20
■基本目標4 安心して暮らせる環境の整備	24
■啓発活動の充実	28
■目標の達成に向けた具体的な取組	30

第3章 計画の推進

1 計画の推進体制	32
2 計画の進行管理	33
数値目標一覧表（再掲）	34

【参考資料】

1 計画の策定経過

- ・経過一覧表・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・36
- ・諮問、答申・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・37
- 岡谷市男女共同参画審議会に対する市長の諮問と
 岡谷市男女共同参画審議会から市長に対する答申
- ・名簿・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・40
- （岡谷市男女共同参画審議会委員
 岡谷市男女共同参画計画策定検討委員会委員
 岡谷市男女共同参画推進協議会委員・幹事・専門部員）

2 関係法令、条例等

- ・男女共同参画社会基本法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・43
- ・岡谷市男女共同参画条例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・47
- ・岡谷市男女共同参画計画策定検討委員会設置要綱・・・・・・・・51
- ・岡谷市男女共同参画推進協議会設置要綱・・・・・・・・・・・・52

3 男女共同参画に関する国内外の動き・・・・・・・・・・・・・・54

4 男女共同参画に関する現状（データ一覧）・・・・・・・・・・・・58

5 用語解説・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・59

6 困ったときの相談窓口・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・62

7 市民等の意見募集（パブリックコメント）に寄せられた意見・・・・64

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

岡谷市では、平成6年（1994年）に「岡谷市女性行動計画」を策定して以来、平成22年（2010年）に策定した「男女共同参画おかやプランⅣ」まで約20年間、国際社会の動向やそれを踏まえた国や県の動きと連動して、女性施策、男女共同参画施策を推進してきました。

これまでの取組の結果、市民の「男女共同参画社会」への理解は深まりつつある一方で、家庭・地域・職場などでは、性別による固定的な役割分担意識や慣習・しきたりが残っています。

少子高齢化の進展により生産年齢人口が急激な減少傾向にある中で、活力ある社会を実現するためには、多様な人材の能力を活かし、様々な視点や新たな発想を取り入れることが重要であり、「女性の活躍」は政府の成長戦略の中核に位置付けられています。女性の社会参画を更に進めるためには、家庭において子育てや介護への男女共同参画を促進するとともに、社会全体で支えることが重要となっています。

この計画では、こうした社会経済情勢や「男女共同参画おかやプランⅣ」の成果と課題を踏まえ、今後の男女共同参画社会づくりに取り組む上での基本方針を明らかにします。

2 計画の性格と位置づけ

この計画は、「男女共同参画社会基本法」第14条第3項及び「岡谷市男女共同参画条例（以下、条例という。）」第10条に基づく、男女共同参画の推進に関する基本的な計画です。

計画の実施にあたり、市民・事業者・教育関係者等と行政とが互いに協力して取り組むための方向性や方策を、分かりやすく示しています。

3 基本理念

本計画では、「岡谷市男女共同参画条例」に定める基本理念に基づき、男女共同参画社会の実現をめざします。

※条例の基本理念を分かりやすく示しています。

■男女の人権の尊重

男女の個人としての尊厳が重んぜられ、男女が性別による差別的取扱いを受けることなく、男女が個人として能力を発揮する機会が確保され、男女の人権が尊重される社会をめざします。

■社会における制度又は慣行についての配慮

性別による固定的な役割分担等にとらわれず、だれもが多様な生き方を選択できるよう、社会における制度や慣行のあり方を考えます。

■政策等の立案及び決定への共同参画

男女が社会の対等な構成員として、市の政策立案や民間団体等の方針決定に共同参画するための条件整備を促進します。

■家庭生活における活動と他の活動の両立

家族を構成する男女が互いに協力し、家庭生活における活動について家族の一員としての役割を果たすとともに、仕事、学習、地域活動などの家庭生活以外での活動を行うことができる環境づくりを促進します。

■国際的協調

他の国々や国際機関等の動向を注視し、国際社会と協調した取組を行います。

4 計画の期間

平成 27 年度（2015 年度）を初年度とし、平成 31 年度（2019 年度）を目標年度とする 5 年間とします。

なお、計画期間中において、社会経済情勢の変化などにより新たに計画に盛り込むべき事由が生じた場合は、必要に応じて計画の見直しを行います。

5 他の計画との関係

この計画は、「男女共同参画基本法」、内閣府「男女共同参画基本計画」、「長野県男女共同参画計画」等の内容を踏まえつつ、岡谷市の特性を反映したものです。

また、「第 4 次岡谷市総合計画」及び各部門が定める関連計画等との整合を図りながら、男女共同参画を総合的、計画的に推進するための施策をまとめたものです。

6 男女共同参画をめぐる社会変化と岡谷市の現状

(1) 国際的な動き

国連は、昭和50年（1975年）を「国際婦人年」として史上初の世界女性会議を開催し、そこで各国のガイドラインとなる「世界行動計画」が採択されました。

昭和54年（1979年）には、国連総会において「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」が採択されました。

平成7年（1995年）到北京で開催された第4回世界女性会議では、「女性の権利は人権である」とした「北京宣言」と、21世紀に向けた女性の地位向上のためのビジョンである「北京行動綱領」が採択されました。

平成12年（2000年）に国連本部で開かれた「女性2000年会議」では、北京宣言及び北京行動綱領の目的と目標の達成に向けた各国の決意を表明する「政治宣言」と「成果文書」が採択されました。

平成17年（2005年）に開催された第49回国連婦人の地位委員会（国連「北京+10」世界閣僚級会合）、平成22年（2010年）に開催された第54回国連婦人の地位委員会（国連「北京+15」記念会合）では、「北京宣言及び行動綱領」及び「女性2000年会議成果文書」の実施状況の評価等が行われ、これらの完全実施に向けた一層の取組を国際社会に求める宣言が採択されました。

平成21年（2009年）に開催された国連の女性差別撤廃委員会では、日本における女性差別の現状が6年ぶりに審査され、女性が離婚後6ヶ月しないと再婚できない民法733条の規定、夫婦同姓、結婚可能年齢の男女差など民法の差別的規定の改正や女性の雇用環境の改善などについて、早急に行動すること等が勧告されました。

(2) 国の動き

こうした世界の動きを受けて、日本では、昭和52年（1977年）に「国内行動計画」が策定され、女性の地位向上に向けて本格的な取り組みが始まりました。

その後、「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」の批准に向けて、「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（男女雇用機会均等法）」の制定や家庭科の男女共修などの国内法等の整備が進められ、昭和60年（1985年）に条約が批准されました。

平成6年（1994年）には、内閣総理大臣を本部長とし全閣僚をメンバーとする「男女共同参画推進本部」、総理府に「男女共同参画室」と内閣総理大臣の諮問機関である「男女共同参画審議会」が設置され、国の推進体制が整備されました。

平成8年（1996年）には「男女共同参画2000年プラン」が策定され、男女共同参画社会の実現に向けて取り組むべき施策の方向等が示されました。

平成11年（1999年）には、男女共同参画社会の実現に向けた取組を行う上での法的根拠となる「男女共同参画社会基本法」が制定され、男女共同参画社会の実現を21世紀の最重要課題と位置づけるとともに、男女共同参画社会の形成に関する地方公共団体の責務を明らかにしました。

平成12年（2000年）には法律に基づく「男女共同参画基本計画」が策定され、今後実施する施策の具体的方向等が示されました。

平成13年（2001年）には、総理府に置かれていた「男女共同参画室」、「男女共同参画審議会」が、内閣府「男女共同参画局」、「男女共同参画会議」となり、国の推進体制が強化されました。

平成12年（2000年）に「ストーカー行為等の規制等に関する法律」、平成13年（2001年）には「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」が施行され、女性に対する暴力に対処するための法整備が行われました。

平成17年（2005年）には「男女共同参画基本計画（第2次）」が策定され、平成32年（2020年）までに社会のあらゆる分野において指導的地位に占める女性の割合が少なくとも30%程度になるように期待し、各分野の取組を推進することや、女性のチャレンジ支援策等が盛り込まれました。

平成18年（2006年）に「男女雇用機会均等法」、平成19年（2007年）には「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」、「短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律」が改正され、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」が策定されました。

平成20年（2008年）に「次世代育成支援対策推進法」が改正され、従業員の仕事と子育ての両立を支援するための環境の整備等が定められました。

平成21年（2009年）に「育児・介護休業法」が改正され、男性の育児参加促進、仕事と育児・介護の両立支援のため、育児・介護のための休暇の範囲が拡大されました。

平成22年（2010年）には「第3次男女共同参画基本計画」が策定され、少子高齢化や社会経済情勢の変化等に対応した「男性、子どもにとっての男女共同参画」など15の重点分野が掲げられたほか、各分野に成果目標が設定されました。

(3) 県の動き

長野県では、昭和 55 年（1980 年）に「長野県婦人行動計画」が策定されて以降、昭和 61 年（1986 年）策定の「新長野県婦人行動計画」、平成 3 年（1991 年）策定の「さわやか信州女性プラン」、平成 8 年（1996 年）策定の「信州女性プラン 21」、平成 13 年（2001 年）策定の「パートナーシップながの 21（長野県男女共同参画計画）」、平成 19 年（2007 年）策定の「第 2 次長野県男女共同参画計画」によって、切れ目なく施策が推進されてきました。現在は、平成 27 年度を目標年度とする「第 3 次長野県男女共同参画計画」によって、各種施策が総合的・計画的に推進されています。

昭和 59 年（1984 年）には、婦人問題を総合的に推進する拠点として、全国で 5 番目となる「長野県婦人総合センター」が岡谷市に設置されました。現在は「長野県男女共同参画センター」と改称され、“あいとぴあ”の愛称で市民にも親しまれています。

平成 14 年（2002 年）には、県民一人ひとりが、性別によって制約されることなく、よりのびやかに暮らせる県を、県・県民・事業者が協働して築くことをめざして、「長野県男女共同参画社会づくり条例」が制定されました。

(4) 岡谷市の現状

《男女共同参画の拠点となる施設の整備》

工業のまちとして発展してきた岡谷市では、昭和 40 年（1965 年）に、県下で最初に「長野県岡谷婦人の家」が設置されました。昭和 44 年（1969 年）からは施設の管理運営が長野県から岡谷市に移管され、平成 15 年（2003 年）3 月まで「岡谷市婦人の家」として女性の福祉の増進、地位向上や能力開発等の事業を実施してきました。現在、これらの理念や機能は教育委員会の「生涯学習活動センター」に引き継がれ、男女共同参画に寄与しています。

昭和 59 年（1984 年）には、市内女性団体の協力によって「長野県婦人総合センター」（現在の長野県男女共同参画センター“あいとぴあ”）を誘致し、市として同センターの事業推進に協力してきました。

《女性行政担当と女性行政推進協議会の設置》

昭和 63 年（1988 年）には教育委員会に「婦人対策担当（現在の男女共同参画担当）」を設置し、女性問題に関する正しい認識の啓発、女性の能力開発、女性特有の課題解決等に向けて、関係機関・団体と連携を図りながら、女性行政の総合対策と総合調整を図ってきました。

平成6年（1994 年）には、女性問題に関する施策を総合的、計画的に推進するため、「岡谷市女性行政推進協議会」（現在の岡谷市男女共同参画推進協議会）を設置しました。

平成 18 年（2006 年）4 月には、教育・啓発事業に留まらず、さまざまな施策や課題に対応できるよう、総務部企画課に「男女共同参画担当」を移管しました。また、平成 21 年（2009 年）の組織改正に伴い、部名を「企画政策部」に変更しました。

《女性行動計画の策定と男女共同参画条例の施行》

平成6年（1994 年）3 月に策定した「岡谷市女性行動計画」では、女性をとりまく現状と課題を明らかにするとともに、「男女共同参画型社会の人づくりと活力と魅力ある住みよいまちづくり」を基本目標として、課題解決に向けた施策の方向を示しました。

平成 12 年（2000 年）3 月には「第2次岡谷市女性プラン」を策定し、「男女共同参画社会の形成」をめざして総合的に事業を展開してきました。

平成 14 年（2002 年）6 月には、男女共同参画施策を推進する市民団体として「岡谷市男女共同参画推進市民会議」が設立されました。（現在は、「岡谷市男女共同参画推進市民の会 “パートナーシップおかや”」と改称）市では、組織の活動支援を行うとともに、協働によって様々な事業を展開してきました。

平成 16 年（2004 年）4 月には、「岡谷市男女共同参画条例」を施行し、同年 6 月には、条例に基づく「岡谷市男女共同参画審議会」を設置しました。

男女共同参画社会づくりに取り組むうえでの指針として、平成 17 年（2005 年）3 月には「男女共同参画おかやプランⅢ」、平成 22 年（2010 年）3 月には「男女共同参画おかやプランⅣ」を策定しました。

今回策定する「男女共同参画おかやプランⅤ」は、これらの計画の成果と課題を踏まえ、今後の男女共同参画社会づくりに取り組む上での基本方針を明らかにするものです。

＊参加と参画

参加とは、組織の一員として活動に加わることで、参画とは、意思決定の場や計画づくりの場に加わることです。



平成 26 年度男女共同参画社会づくりポスターコンクール
小学生の部 優秀賞 小井川小学校5年 宮坂 詩 さん



平成 26 年度男女共同参画社会づくりポスターコンクール
小学生の部 優秀賞 小井川小学校5年 吉田 琉風 さん

第2章 計画の内容

1 岡谷市がめざす「男女共同参画社会」のすがた

岡谷市では、

- ・男女がともに人権を尊重し認め合いながら
- ・喜びも責任も分かち合い
- ・自らの意思によって、家庭・地域・職場・学校など様々な分野に対等な立場で参画し
- ・一人ひとりの個性と能力を十分に発揮しながらいきいきと生活している

このような「男女共同参画社会」をめざしています。

この計画では、「男女共同参画社会」の姿を「3つの将来像」として分かりやすく描き、市民・事業者・教育関係者等のみなさんと一緒に実現をめざします。

3つの将来像

男女の協力によって
活性化する地域経済

.....

働く場での男女格差
が解消され、男女と
ともに能力が十分に発
揮されている。

男女がともに、政
策・方針決定の場に
参画している。

ワーク・ライフ・
バランスのとれた生活

.....

男女がともに、ゆと
りと充実感のある生
活を送っている。

男女が協力して子育
てや介護を行っている。

誰もが様々な形で
関われる地域社会

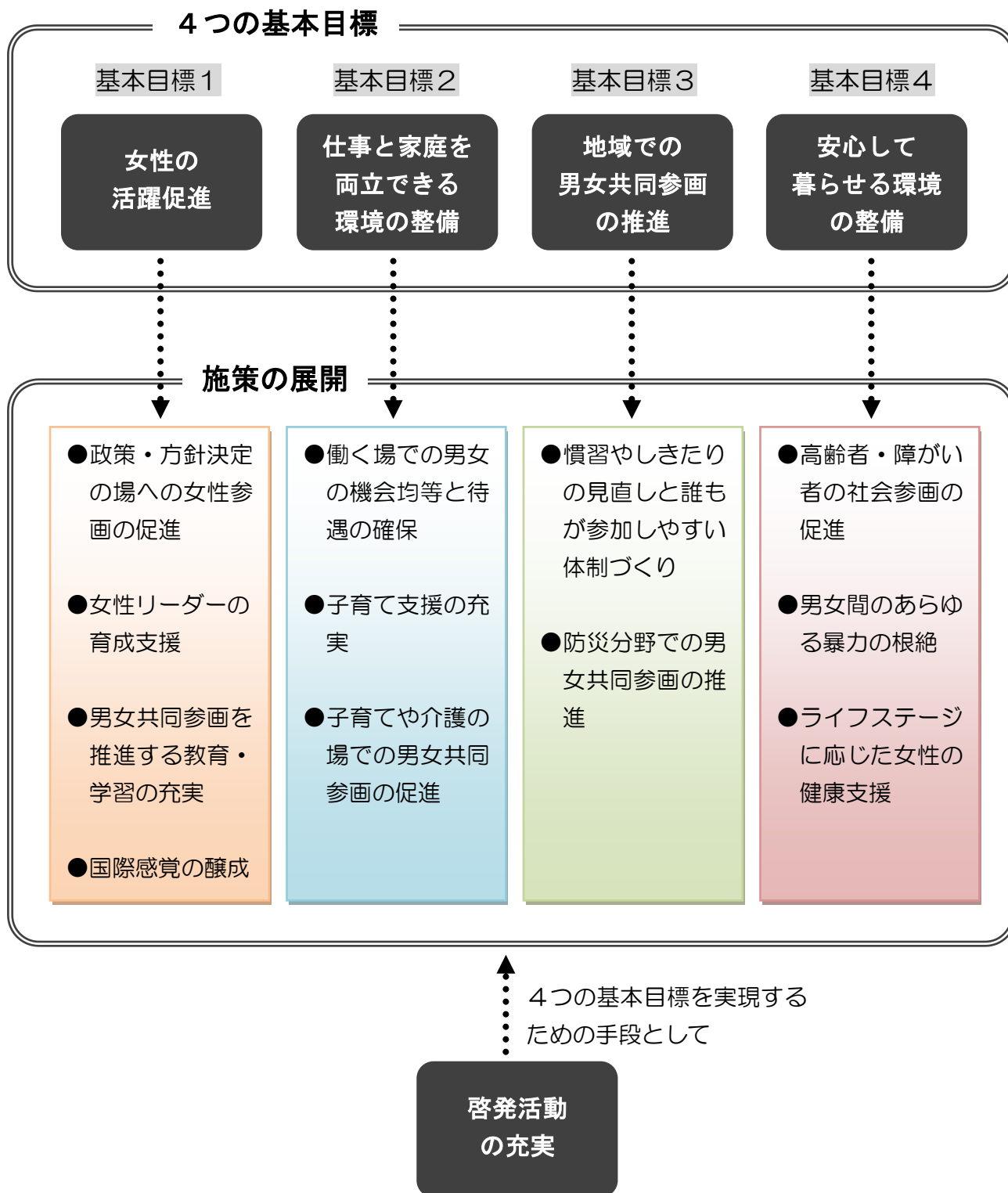
.....

性別による固定的な
役割分担が見直され
ている。

男女がそれぞれの良
さを発揮しながら地
域活動に参加してい
る。

2 計画の体系

この計画では、「3つの将来像」を実現するための施策として「4つの基本目標」を掲げ、市民・事業者・教育関係者等のみなさんと一緒に取り組みます。



3 施策の展開

基本目標 1 女性の活躍促進

■目標

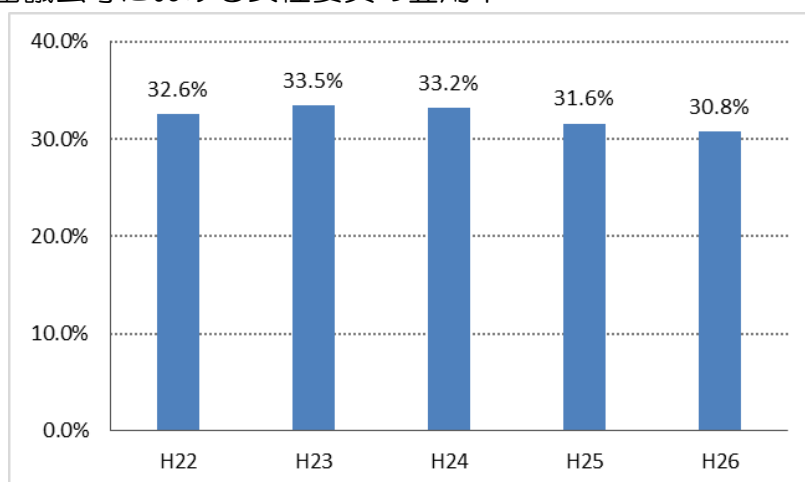
政策・方針決定の場への女性参画を促進するとともに、男女共同参画意識の啓発や女性の人材育成を推進することにより、男女がともに能力を十分に発揮できる社会をめざします。

■現状と課題

- 少子高齢化の進展により生産年齢人口が急激な減少傾向にある中で、活力ある社会を実現するためには、多様な人材の能力を活かし、様々な視点や新たな発想を取り入れることが重要であるため、社会の様々な場面における女性の活躍が期待されています。
- 政策・方針決定の場への女性参画が少ない分野があります。
- 市審議会等委員への女性登用率については、「岡谷市審議会等の設置及び運営に関する指針」に定める目標（概ね4割以上）が達成されておらず、女性参画を推進する必要があります。
- 政策・方針決定の場への参画に消極的な女性も多いため、女性自身の意識改革が課題となっています。
- 女性が活躍しやすい社会を実現するには、子どもの頃から自然に男女平等感を身につけさせることが有効であるため、男女共同参画やワーク・ライフ・バランスの重要性について理解を深める教育を充実させる必要があります。
- 男女共同参画に関する国際的な動向に関心を持ち、国際的な視野で、家庭・地域・職場等の課題と向き合う必要があります。

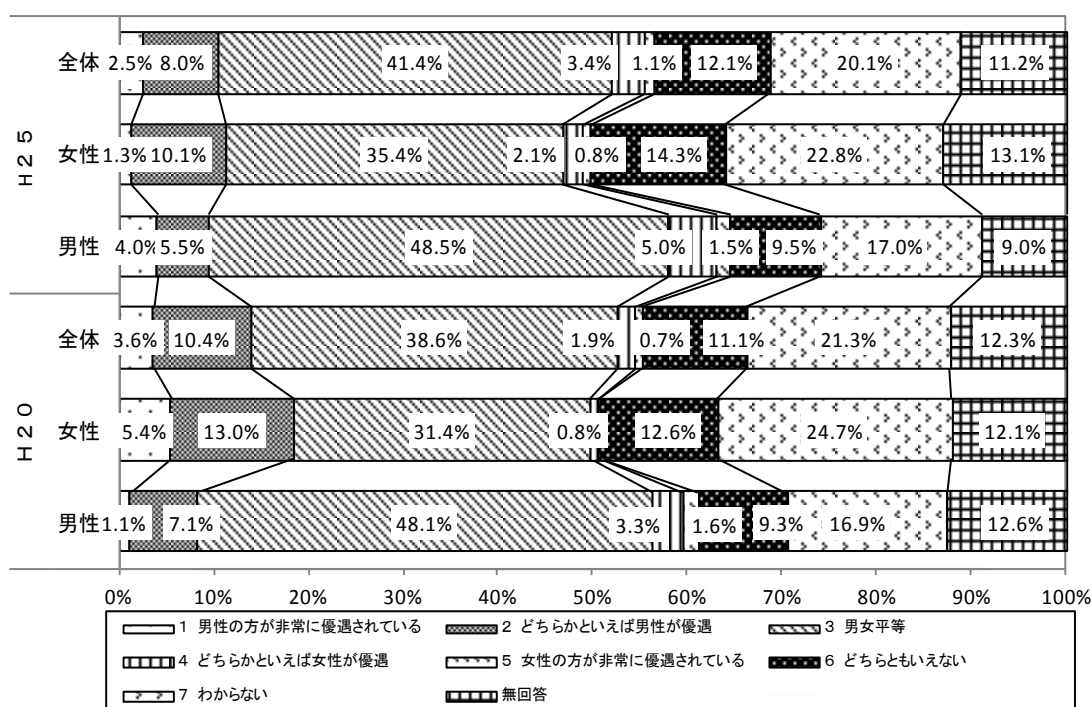
■基本データ

○審議会等における女性委員の登用率



資料：岡谷市企画課（H26）

○「学校教育の場」で男女の地位が平等になっていると思う人の割合



資料：岡谷市男女共同参画に関する市民意識調査（H25）

■目標指標・数値

指標名	現 状	目 標	備 考
審議会等における女性委員の登用率	30.8% (平成26年4月1日)	40.0% (平成31年4月1日)	審議会等委員に占める女性の割合
「学校教育の場」で男女の地位が平等になっていると思う人の割合	41.4% (平成25年度)	50.0% (平成30年度)	平等になっていると回答した市民の割合（市民意識調査）

■施策の方向

(1) 政策・方針決定の場への女性参画の促進

- 市審議会等の委員を選任する際は、幅広い分野からの女性参画を推進します。
- 女性の職域拡大と管理職登用に向けて、企業等への意識啓発を行います。

(2) 女性リーダーの育成支援

- 女性人材の育成を目的として国・県が主催する会議・セミナー等について情報提供を行います。
- 女性の社会参画意識を高めるとともに、リーダーになり得る人材を発掘・育成するため、女性に向けた意識啓発を行います。
- 女性の職業能力の開発・向上など、女性のキャリア形成に取り組む先進的な事業所の事例を積極的に発信します。
- 様々な分野で、起業をめざす女性を支援します。

(3) 男女共同参画を推進する教育・学習の充実

- 子どもたちが男女共同参画意識を自然に身につけられるよう、市内小学5年生にマンガ冊子「わたしらしく あなたらしく」を配布します。
また、低学年向けに、わかりやすい啓発方法を検討します。
- 小・中学生に男女共同参画社会への理解と関心を深めてもらうため、「男女共同参画社会づくり」ポスターコンクール等を実施します。
- 幼児期から人権尊重を基盤とした男女平等観を身につけられるよう、保育園・幼稚園・学校における人権教育を行います。
- 子どもたちが性別による固定的な役割分担意識にとらわれず、主体的に進路を選択できるよう、男女共同参画の視点を踏まえたキャリア教育や進路指導を実施します。

(4) 国際感覚の醸成

- 公益財団法人おかや文化振興事業団国際交流センターと連携し、国際理解に関する講座や外国語講座、国際交流事業の充実を図ります。
- 男女共同参画に関する国内外の情報を収集し、積極的に発信します。

■市民のみなさんへ ……自分ができるところから実践しましょう……

- 市民のみなさんは、家庭・地域・職場・学校など社会のあらゆる分野は、男女がともに担っているという意識を持ちましょう。
- 女性のみなさんは、持っている能力の向上に努め、自分ができるところから積極的に社会参画してみましょう。
- 男性のみなさんは、政策・方針決定の場に参画する女性を応援していきましょ
- 事業者のみなさんは、女性が個性や能力を発揮できるよう、女性のキャリア形成を支援するとともに、管理職への女性登用を進めましょう。
- 教育関係者のみなさんは、子どもたちの個性や多様性を尊重し、男女共同参画の視点を踏まえた教育を行いましょう。



基本目標2 仕事と家庭を両立できる環境の整備

■目標

働く場における男女の均等な機会と待遇の確保を促進するとともに、子育てや介護を支援する体制の整備を推進することにより、男女がともに仕事と家庭生活とを両立できる環境をめざします。

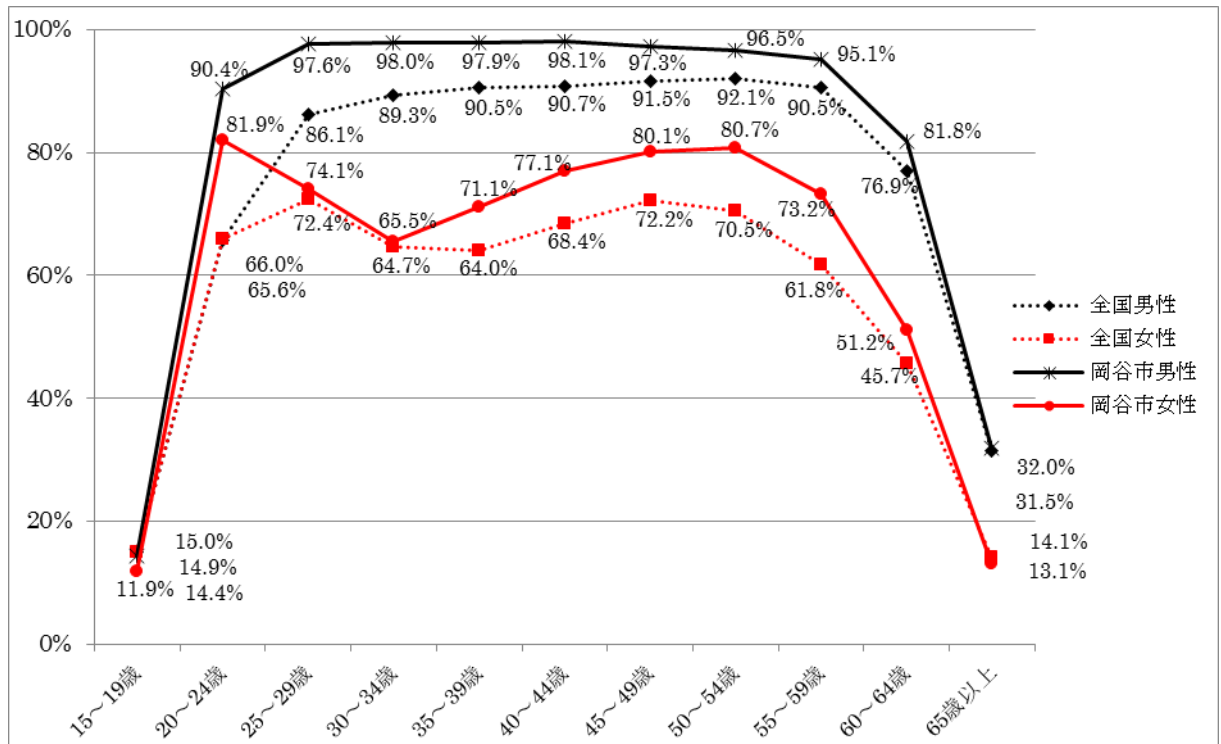
■現状と課題

- 本市では、男女の労働力率が全国平均より高いものの、全国の傾向と同様に、出産・育児期にある年齢層の女性の労働力率が低下（M字カーブ）しており、仕事と家庭生活との両立が困難な状況にある女性が多く存在します。
- 出産・育児によって離職した女性が社会復帰する場合、子育てに支障がないよう非正規労働者として働くケースが多く、不安定な雇用環境に置かれている女性が多い状況にあります。
- このため、男性の働き方の見直しや家事・育児・介護等への男性参画を促進し、男女ともに、ライフステージに応じた多様な働き方や、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）を実現することが課題となっています。
- 育児・介護休業など、仕事と家庭生活とを両立するための制度の整備が進んでいるものの、現実的には長期休業が取得しにくい職種も存在するため、これらの制度の利用促進が課題となっています。
- 本市では、保育所の待機児童が0となっているものの、男女がともに育児をしながら安心して働き続けるとともに、子どもたちが安心できる環境で生活するためには、多様なライフスタイルに対応した保育サービスを充実させる必要があります。
- 高齢化の進展により家族の介護負担が増加傾向にある中で、男女がともに介護をしながら安心して働き続けるためには、介護者の多様なニーズに即した介護・福祉サービスを充実させる必要があります。

■基本データ

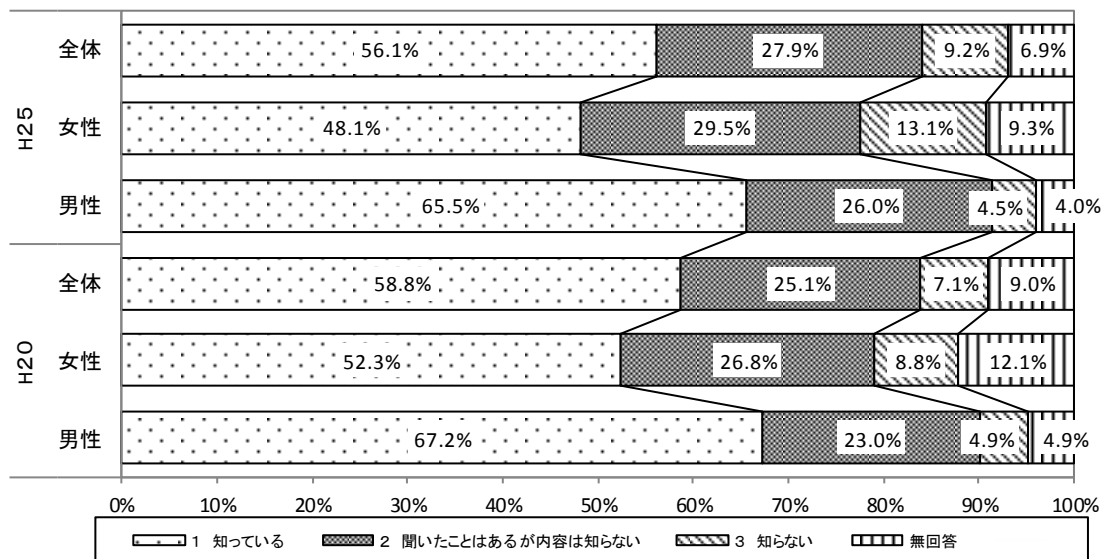
年齢階級別労働力率

結婚・育児期にある年齢層の女性の労働力率が低下し、育児が落ち着いた時期に再び上昇するという、いわゆるM字カーブが描かれています。



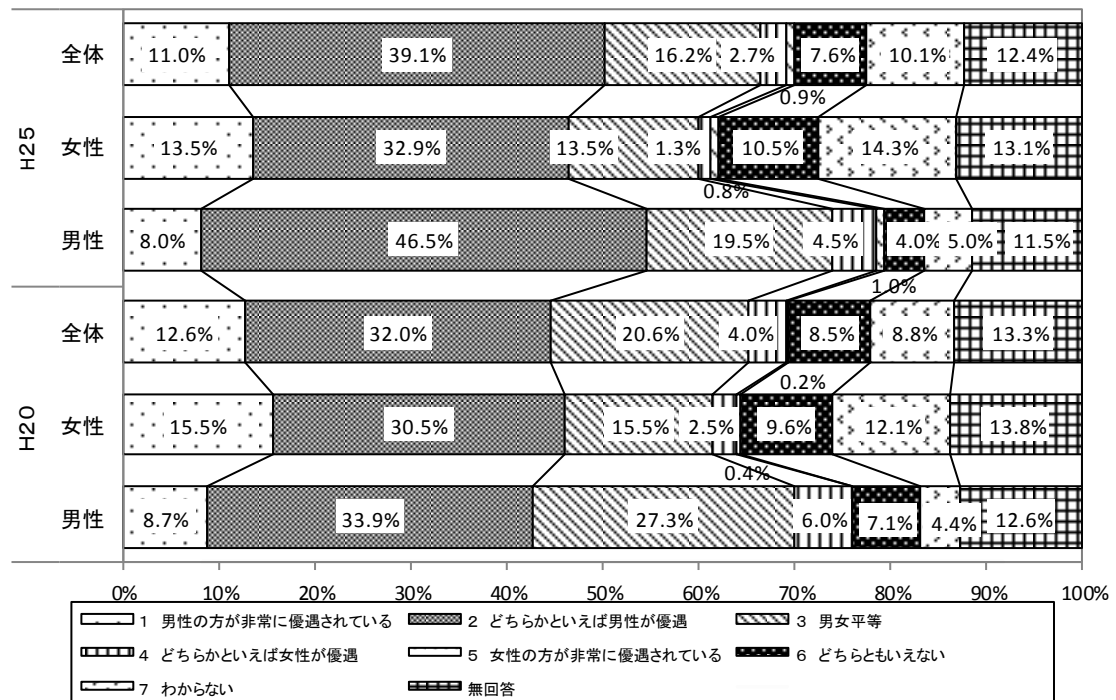
資料：平成 22 年国勢調査結果を基に作成

○男女雇用機会均等法の認知度



資料：岡谷市男女共同参画に関する市民意識調査（H25）

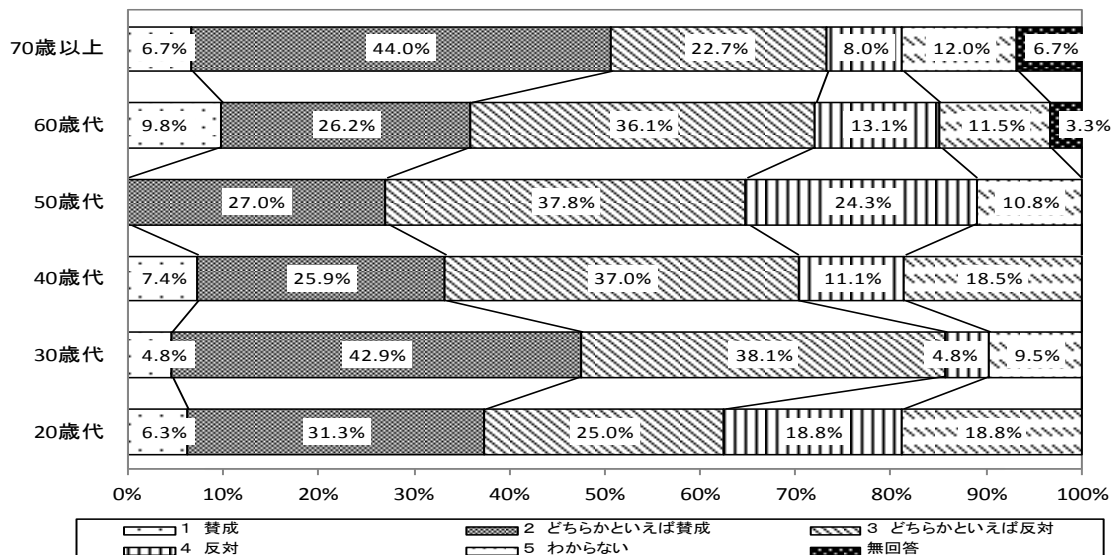
○「職場」で男女の地位が平等になっていると思う人の割合



資料：岡谷市男女共同参画に関する市民意識調査（H25）

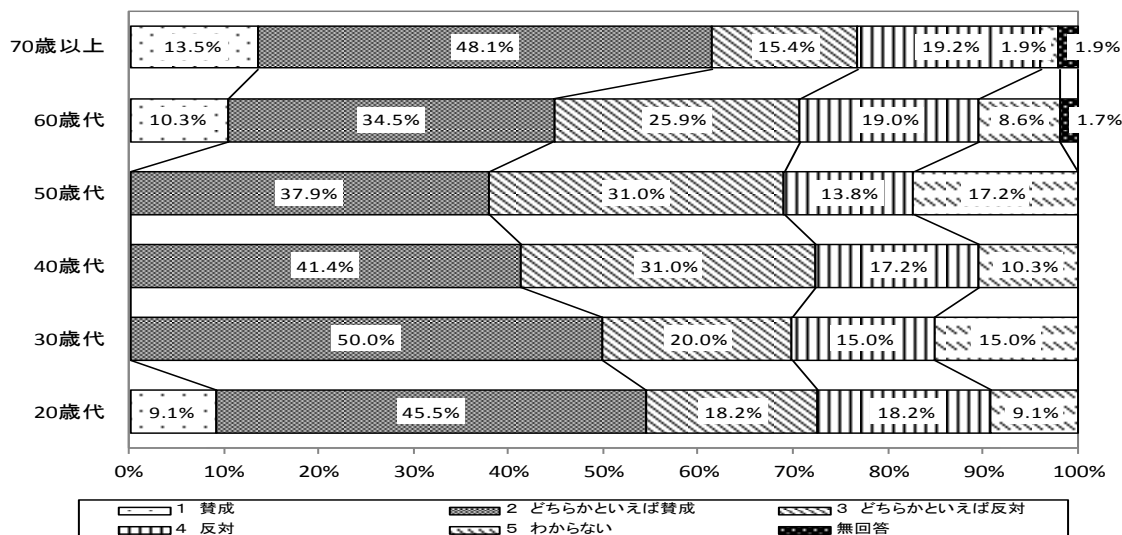
○「男は仕事、女は家庭」という考え方についてどう思いますか？

【女性】

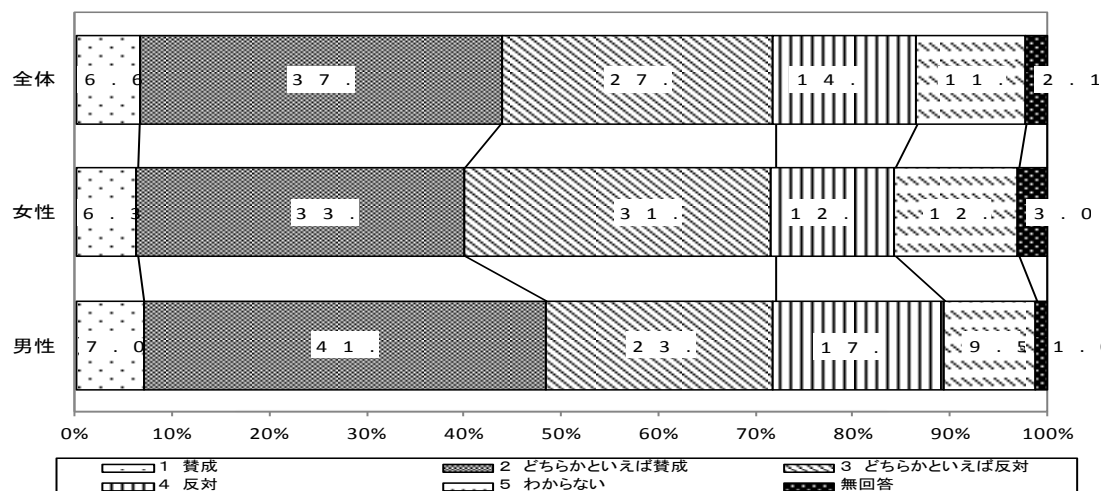


資料：岡谷市男女共同参画に関する市民意識調査（H25）

【男性】

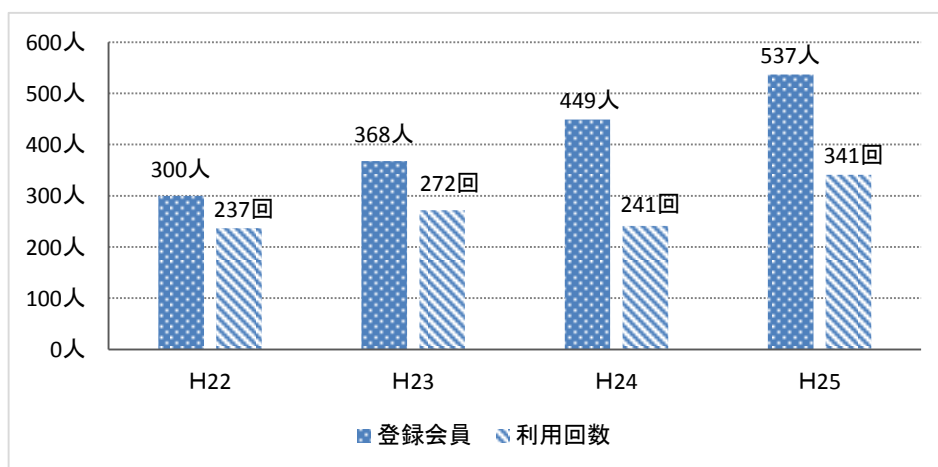


【全体】



資料：岡谷市男女共同参画に関する市民意識調査（H25）

○ファミリー・サポート・センターの登録会員数と利用数



資料：岡谷市子ども課（H25）

■目標指標・数値

指標名	現 状	目 標	備 考
「男女雇用機会均等法」の認知度	56.1% (平成25年度)	65.0% (平成30年度)	「男女雇用機会均等法」を知っていると回答した市民の割合(市民意識調査)
「職場」で男女の地位が平等になっていると思う人の割合	16.2% (平成25年度)	30.0% (平成30年度)	「職場」で男女の地位が平等になっていると回答した市民の割合(市民意識調査)
ファミリー・サポート・センターの登録会員数と利用回数	登録会員数 537 人 利用回数 341 回 (平成26年3月31日)	登録会員数 680 人 利用回数 400 回 (平成31年3月31日)	※登録会員＝依頼会員＋提供会員

■施策の方向

(1) 働く場での男女の機会均等と待遇の確保

- 正規・非正規に関わらず、男女がともに働きやすい職場環境を整備するため、事業所に対して関係法令の順守と男女間の格差を是正する積極的格差是正措置(ポジティブ・アクション)への理解を求めます。
- 女性が働きやすい職場環境を整備するため、セクシュアル・ハラスメントの防止や適正な労働条件の整備などについて、関係機関と連携しながら、事業所に対して意識啓発を行います。
- 産前・産後休暇、育児・介護休業等を必要とする男女が制度を利用できるよう、事業所に対して制度の周知・啓発を行います。
- 従業員の仕事と家庭生活との両立を支援する、先進的な事業所の事例を積極的に発信します。
- ひとり親家庭の経済的な自立に向けた支援を行います。
- 自営業に従事する女性のワーク・ライフ・バランスを実現するため、労働条件や生活環境の改善に向けた啓発活動を行います。
- 働く女性応援セミナー、再就職準備セミナーなど、仕事と子育ての両立を望む女性の支援を目的とする講座等を実施します。

(2) 子育て支援の充実

- 長時間保育や病児・病後児保育など多様な保育サービスの充実を図るとともに、保育所の施設整備を推進します。
- 放課後や長期休業中などに適切な遊びや生活の場を提供する学童クラブの対象を小学校6年生まで拡大し、学童保育の充実を図ります。
- 子育てに関する相談体制の充実を図るとともに、子育て情報の提供を行います。

(3) 子育てや介護の場での男女共同参画の促進

- 男性の家事・育児・介護への参画を促進するため、男性に対して男女共同参画の視点からの意識啓発を行います。
- 諏訪圏域市町村との連携により、多様な介護サービスや障害者の自立を支える福祉制度の充実を図ります。

■市民のみなさんへ ……自分ができるところから実践しましょう……

- 市民のみなさんは、家族みんなで家事・育児・介護等を分担するとともに、育児・介護休業制度や育児・介護に関する公的サービスを活用しましょう。
 - 女性のみなさんは、仕事と子育ての両立に向けたさまざまな機会や情報を活用し、ワーク・ライフ・バランスを実現しましょう。
 - 男性のみなさんは、自らの働き方を見直すとともに、家事・育児・介護に関する講座やセミナー等に参加し、家庭で積極的に実践しましょう。
 - 事業者のみなさんは、産前・産後休暇、育児・介護休業等を必要とする男女が制度を利用できるような環境を整備しましょう。
- また、セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメント、マタニティ・ハラスメントの予防、労働条件の整備などにより、男女がともに働きやすい職場環境を整備しましょう。



基本目標3 地域での男女共同参画の推進

■目標

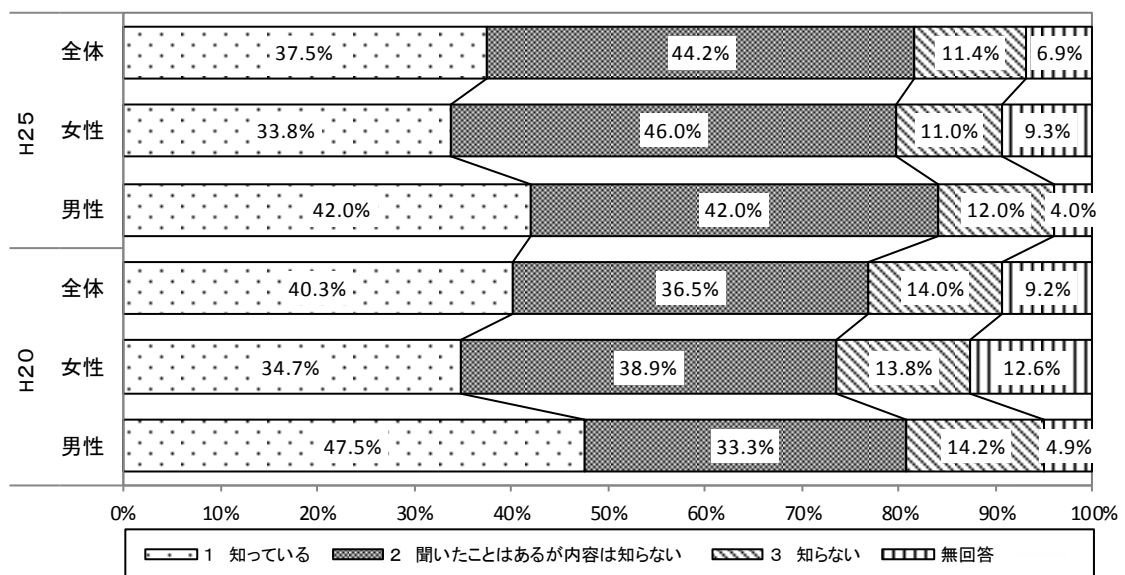
慣習やしきたりによる男女の固定的な役割分担意識の解消を促進するとともに、地域活動に男女双方の視点を取り入れることにより、男女がそれぞれの良さを発揮しながら協力しあえる地域をめざします。

■現状と課題

- 地域には、長い歴史の中で形成された慣行や社会通念による男女の固定的な役割分担意識が根強く残っています。
- 地区の主要な役職の多くを男性が占め、方針決定の場では女性の意思が反映されにくい傾向にある一方で、ボランティアやPTA活動など女性の力に支えられている分野では、男性の協力が求められている傾向にあります。
- このため、地域活動に男女共同参画の視点を取り入れ、男女がそれぞれの良さを発揮しながら協力しあえる環境づくりが課題となっています。
- 主要な役職に就くことに抵抗感を持つ女性も多いため、女性の意識改革や女性が参画しやすい雰囲気づくりが課題となっています。
- 防災分野では、本市での豪雨災害の経験と過去の大規模災害を教訓として、被災時における男女の考え方やニーズの違い、地域での役割分担など、男女双方の視点を取り入れた防災体制を整備する必要があります。

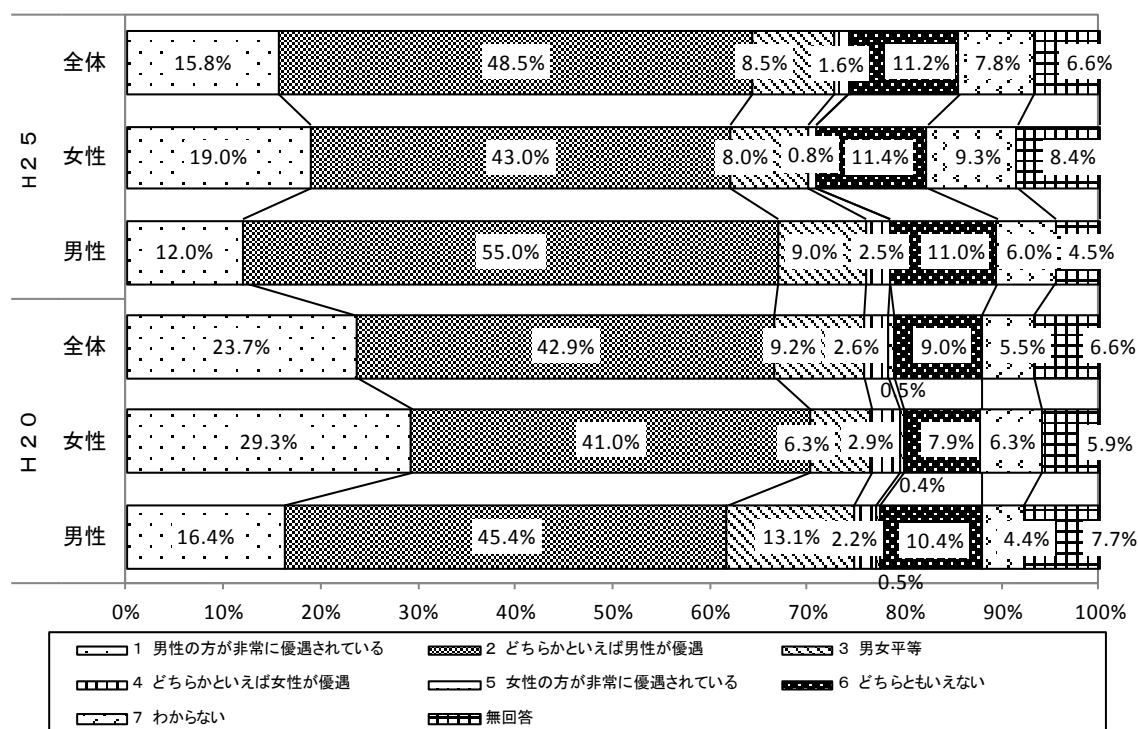
■基本データ

○「男女共同参画社会」という用語の認知度



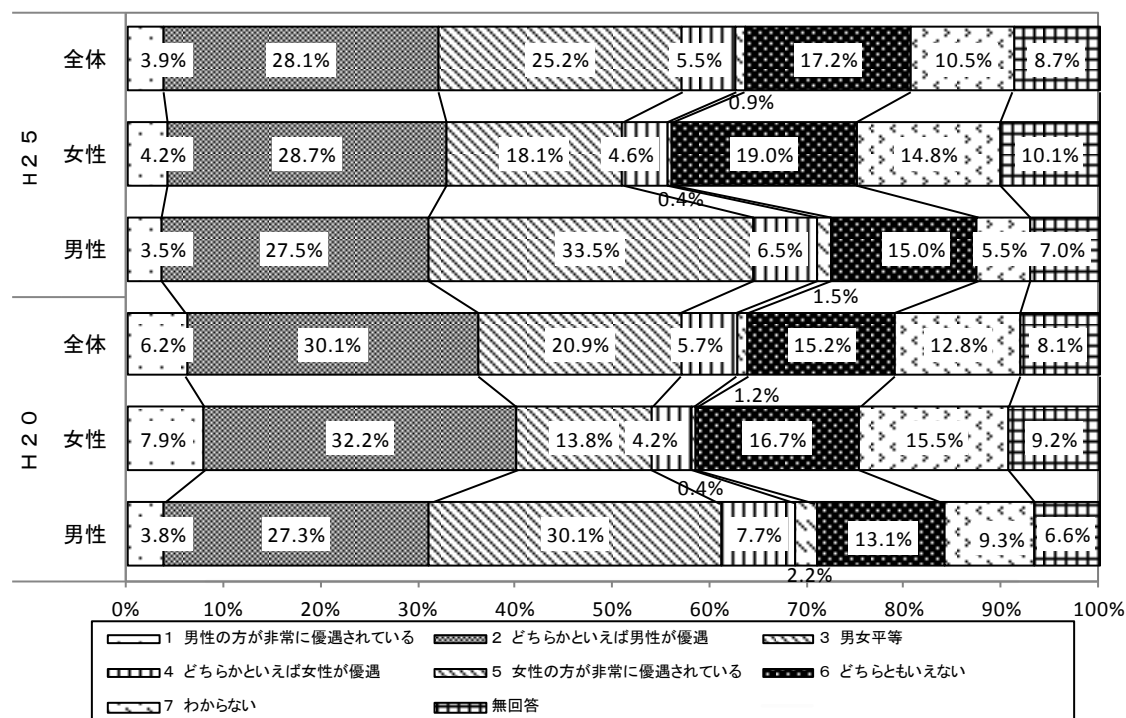
資料：岡谷市男女共同参画に関する市民意識調査（H25）

○「慣習やしきたり等」男女の地位が平等になっていると思う人の割合



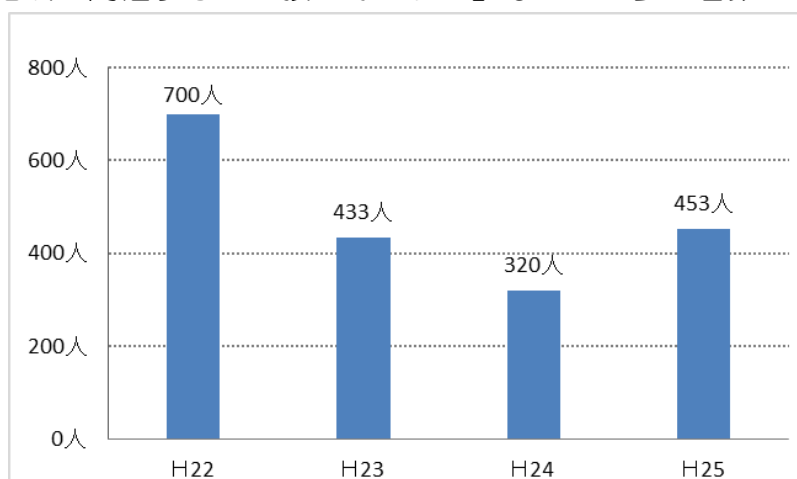
資料：岡谷市男女共同参画に関する市民意識調査（H25）

○「地域活動」で男女の地位が平等になっていると思う人の割合



資料：岡谷市男女共同参画に関する市民意識調査（H25）

○地域で開催する「出張フォーラム」などへの参加者数



資料：岡谷市企画課（H25）

■目標指標・数値

指標名	現 状	目 標	備 考
「男女共同参画社会」という用語の認知度	37.5% (平成25年度)	60.0% (平成30年度)	「男女共同参画社会」の用語を知っていると回答した市民の割合 (市民意識調査)
「慣習やしきたり等」男女の地位が平等になっていると思う人の割合	8.5% (平成25年度)	20.0% (平成30年度)	「慣習やしきたり等」男女の地位が平等になっていると回答した市民の割合 (市民意識調査)
「地域活動」で男女の地位が平等になっていると思う人の割合	25.2% (平成25年度)	30.0% (平成30年度)	「地域活動」男女の地位が平等になっていると回答した市民の割合 (市民意識調査)
地域で開催する「出張フォーラム」などへの参加者数	453人 (平成26年3月31日)	700人 (平成31年3月31日)	平成25年度実績

■施策の方向

(1) 慣習やしきたりの見直しと誰もが参加しやすい体制づくり

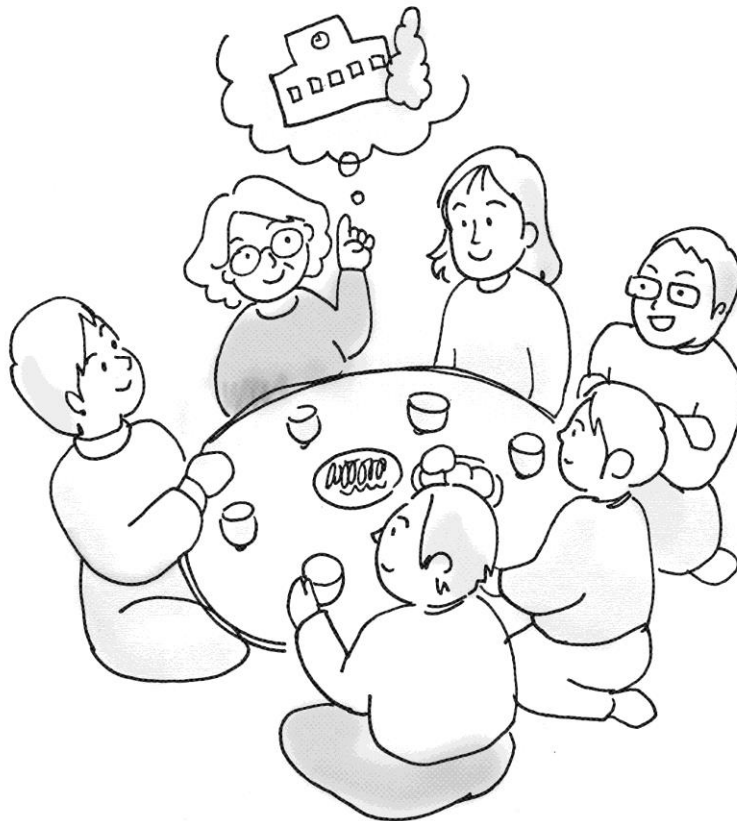
- 慣習やしきたりによる男女の固定的な役割分担意識の解消を促進するため、出張フォーラムや出前講座等を通じて、各地区・団体等に対して意識啓発を行います。
- 女性が少ない分野への女性参画と男性が少ない分野への男性参画を進めるため、地域組織の実態を把握し、男女共同参画に取り組む先進的な地区の事例を積極的に発信します。
- 男女共同参画推進市民の会との協働により、女性区会議員や女性消防団員など地域で活躍する女性との意見交換を行い、先進的な事例を積極的に発信します。

(2) 防災分野での男女共同参画の推進

- 「岡谷市地域防災計画」など市全体の防災体制を見直す際は、男女共同参画の視点を取り入れます。
- 被災時に各地域で男女のニーズに沿った避難所運営が行われるよう、男女の意見を取り入れた防災体制の整備を促進します。
- 地域防災のリーダーである消防団での女性団員の任用を推進します。
- 防災会議での女性委員の登用を推進します。

■市民のみなさんへ ……自分ができるところから実践しましょう……

- 市民のみなさんは、性別による役割分担意識にとらわれず、地域の活動やPTA活動などに積極的に参加しましょう。
- 保護者のみなさんは、性別による役割分担意識にとらわれず、保育園・学校等の行事やPTA活動などに積極的に参加しましょう。
- 地域活動に参加するみなさんは、一人ひとりの個性や多様性を尊重しあい、お互いが参加しやすい雰囲気をつくりましょう。
- 女性のみなさんは、自分ができるところから積極的に社会参画してみましょ
う。



基本目標4 安心して暮らせる環境の整備

■目標

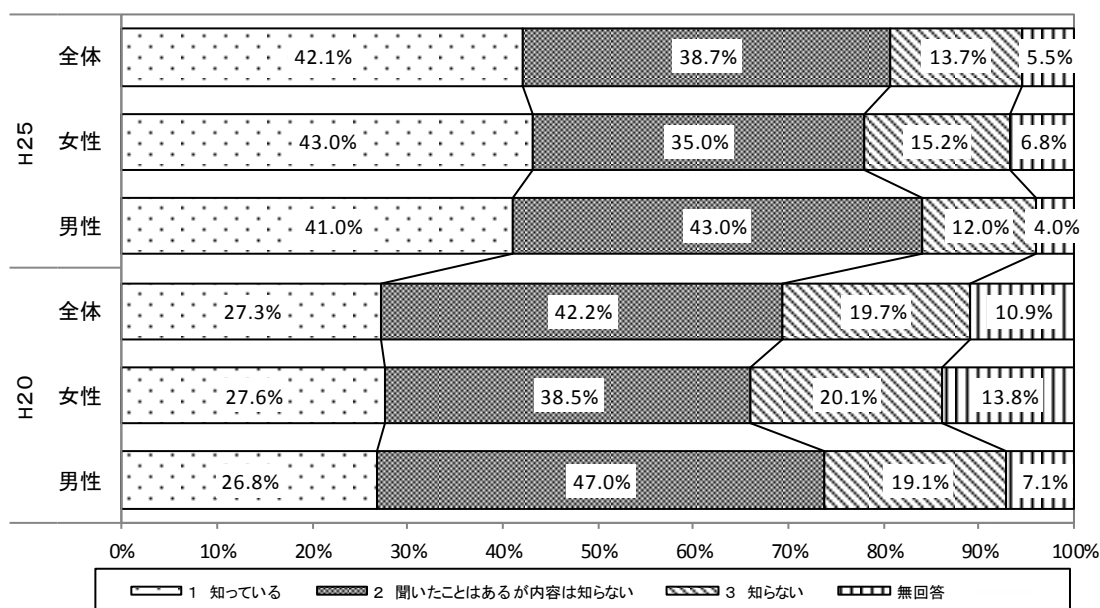
男女がともに生きがいをもって、安心して生活できる環境をめざします。

■現状と課題

- 現役世代に仕事中心のライフスタイルを送った人は、地域との関わりが希薄になってしまふことが多いため、特に、退職後の男性の生きがいづくりや外出の場の提供が必要となっています。
- 高齢者の生きがいづくりや外出の場の提供を目的とする事業では、運営スタッフ・参加者ともに男性が少ないため、男性の参加促進や男性が参加しやすい雰囲気づくりが課題となっています。
- 団塊の世代を含む元気な高齢者が、長年培ってきた豊富な知識・経験・技能等を地域で生かせる環境づくりが課題となっています。
- 高齢化・核家族化の進展により、ひとり暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯が増加しているため、地域住民が協力して地域の高齢者を支える体制を整備する必要があります。
- 配偶者や恋人からの身体的・精神的暴力（ドメスティック・バイオレンス／DV）の内容が複雑化・重大化する傾向にあり、関係機関等と連携して専門的な対応を行う必要があります。
- 若年層では恋人からのデートDVが問題になっていることから、高校生など若い世代に対する意識啓発が課題となっています。
- スマートフォンやインターネットなどのメディア普及による弊害が低年齢化しているため、被害防止に向けた子どもたちの情報教育の充実が必要です。
- 女性の社会進出等による晩婚化の進展により、女性のライフステージの大きな節目である妊娠・出産が高年齢化しているため、安心して出産できる環境がますます重要となっています。

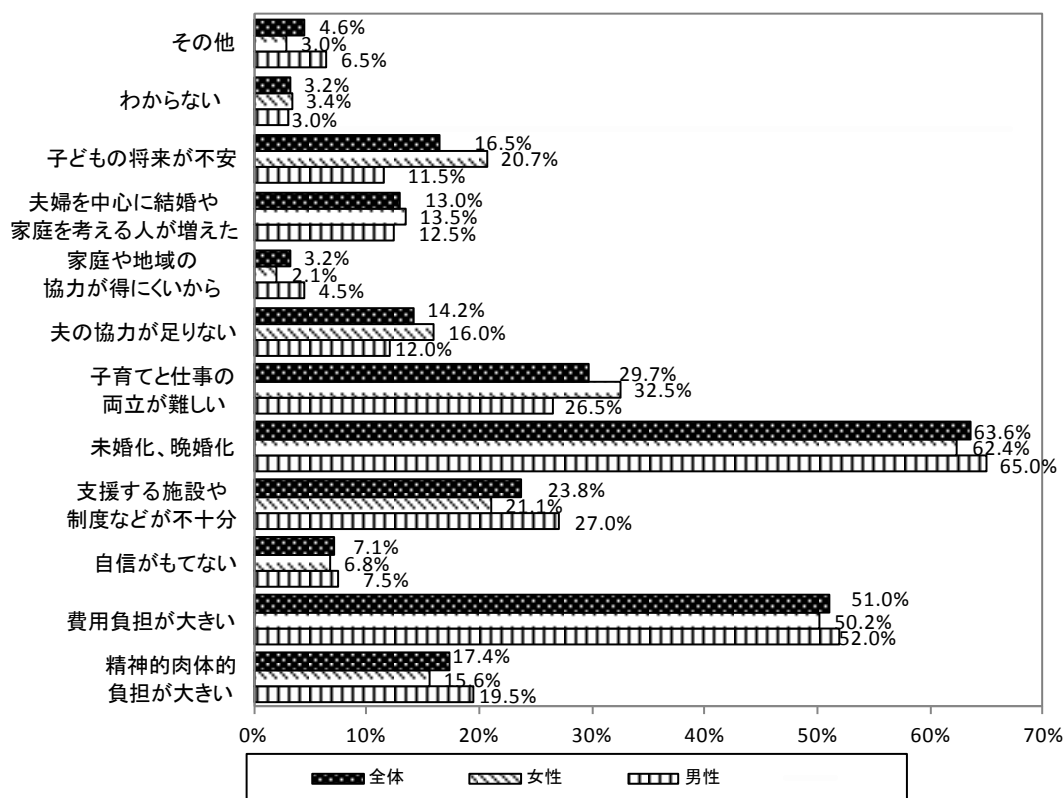
■基本データ

○「DV法」の認知度



資料：岡谷市男女共同参画に関する市民意識調査（H25）

○出生率が低下していますが、あなたはなぜだと思いますか？



資料：岡谷市男女共同参画に関する市民意識調査（H25）

■目標指標・数値

指標名	現 状	目 標	備 考
「DV法」の認知度	42.1% (平成 25 年度)	50.0% (平成 30 年度)	「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」を知っていると回答した市民の割合（市民意識調査）

■施策の方向

(1) 高齢者・障がい者の社会参画の促進

- 高齢者学級、高齢者を対象とする各種講座・教室、生きがいデイサービスなど、高齢者の生きがいづくりや外出の場の提供を目的とした事業を推進するとともに、特に男性が参加しやすい雰囲気づくりに取り組みます。
- ハローワークやシルバー人材センターなどの関係機関と連携し、高齢者や障がい者等の就労に向けた各種支援を行います。
- 元気な高齢者が長年培ってきた知識・経験・技能や経験等を生かし、得意分野での達人・名人として活躍している事例を積極的に発信します。
- 地域で高齢者や障がい者等を支えるため、地域の総合的な福祉拠点である各地区の地域サポートセンターの充実を図るとともに、その活動を支援します。
- 高齢者や障がい者が住み慣れた地域で安心して生活できるように、市民・地域・行政・関係機関が連携し、必要な見守り・相談・支援等を行う地域ケア体制の整備を推進します。
- 高齢者・障がい者のための相談体制の充実を図るとともに、就労や介護・福祉に関する情報提供を行います。

(2) 男女間のあらゆる暴力の根絶

- 複雑化するDV相談・DV被害に対応するため、庁内の関係部門に加え、県・警察署・他市町村等の関係機関との連携を強化することにより、被害者のスムーズな救済と自立支援に向けた体制を整備します。
- 「女性に対する暴力をなくす運動」など様々な機会を通じて、特に若い世代に対する意識啓発を行います。
- 女性のための相談体制の充実を図るとともに、必要な制度に関する情報提供を行います。
- 有害情報から子どもたちを守るため、学校での情報教育の中でメディアの適切な使用について指導します。

(3) ライフステージに応じた女性の健康支援

- 安心して子どもを産み育てられるよう、妊婦に対する保健指導、健康診査、健康相談などにより、妊娠から出産まで母子への一貫した支援を行います。

- 妊婦や配偶者を対象に、パパママ教室を開催します。
- 性と生殖に関する健康と権利を保障する「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ」に関する意識啓発を行います。
- 母性・父性の育成、望まない妊娠や性感染症の予防などのため、思春期の男女を対象に、結婚・妊娠・出産などを含めた正しい性教育を行います。
- ライフステージごとの健康課題や身体状況の変化を知り、人生設計の一助となる情報提供を行います。

■市民のみなさんへ ……自分ができるところから実践しましょう……

- 市民のみなさんは、地域との関わりを持ちながら、自分らしく生きがいを持って生活することをめざしましょう。
- 市民のみなさんは、高齢者や障がい者等を地域全体で支えるという視点を持ち、自分ができるところから実践しましょう。
- 市民のみなさんは、男女間のあらゆる暴力は決して許されない人権侵害であり、犯罪であることを認識しましょう。
- 配偶者や恋人からの暴力にあっている方は、一人で悩まずに、まわりの人や市・県などの専門機関に相談しましょう。

【参照】 62 ページ

6 困ったときの相談窓口

■女性・子どもの人権、困りごと、悩みごと等に関すること



啓発活動の充実

4つの基本目標を実現するための手段として、様々な機会を活用し、男女共同参画社会の実現に向けた意識啓発を行います。

■現状と課題

- 長い歴史の中で形成された性別による固定的な役割分担意識を短期間で変えることは難しく、男女共同参画社会への理解と男女平等意識の浸透を図るためには、広報・啓発活動を継続的に行う必要があります。
- 年代や性別によって男女共同参画の考え方や男女の平等感が異なるため、世代や性別に合わせた啓発を行うことが課題となっています。
- これまで市や男女共同参画推進市民の会が実施した活動・イベント等では、男性や若者の参加者が少ないため、男性や若者にとって身近で分かりやすい内容になるよう工夫する必要があります。

■施策の方向

- 男女共同参画推進市民の会との協働により、広報おかや・シルキーチャンネル・市ホームページ等による情報提供、地域での出張フォーラム、出前講座、男女共同参画週間のパネル展示、男女共同参画おかや市民のつどいなどを実施することにより、本計画の周知や男女共同参画意識の啓発を行います。
- 各種講座・イベント等を企画する際は、多くの市民、特に男性や若者に関心を持ってもらえるように内容を工夫します。
- 意識啓発を行う際は、世代や性別に合った内容となるように工夫します。
- 各種市民団体との意見交換や交流を通じて、市民レベルでの男女共同参画活動を促進します。
- 男女共同参画意識を高めるため、本計画などに関する研修を実施します。
- 男女共同参画に関する市民の意識と実態、就労に関する男女の意識と実態、行政に対する要望などの変化をアンケート調査により把握し、分析結果を市民に分かりやすく公表します。
- 男女共同参画に関する情報や先進事例を収集し、啓発活動や施策の推進に活用します。



平成26年度男女共同参画社会づくりポスターコンクール
中学生の部 優秀賞 岡谷北部中学校1年 西澤 香鈴 さん



平成26年度男女共同参画社会づくりポスターコンクール
中学生の部 優秀賞 岡谷西部中学校2年 西村 萌衣 さん

目標の達成に向けた具体的な取組

■基本目標1 女性の活躍促進

施策の展開	具体的な事業
政策・方針決定の場への女性参画の促進	・審議会等委員の公募制を推進するとともに、女性の参画を促進します。(全課・企画課) ・女性の参画意識の啓発を行い女性自身の意識改革を進めます。(企画課) ・女性の職域拡大と管理職登用にに向けて企業等への意識啓発を行います。(工業振興課)
女性リーダーの育成支援	・労務担当者、採用担当者への研修会を実施します。(工業振興課) ・女性の能力開発のための情報提供を行います。(工業振興課) ・起業をめざす女性を支援します。(工業振興課・商業観光課) ・国・県が主催する会議・セミナー等の情報提供を行います。(工業振興課・商業観光課) ・女性リーダー育成のための学習の場や情報の提供を行い、意識啓発を行います。(企画課)
男女共同参画を推進する教育・学習の充実	・男女共同参画の視点で個性を尊重した指導・進路指導を推進します。(子ども課・教育総務課) ・保護者に対して男女共同参画についての啓発を行います。(子ども課・教育総務課) ・保護者を対象とした男女共同参画の学習の場を提供します。(子ども課・教育総務課・企画課) ・男女共同参画への理解と関心を深めるための意識啓発を推進します。(企画課) ・保育園・幼稚園・学校における人権教育を推進します。(子ども課・教育総務課・企画課) ・ライフステージにあわせた男女共同参画に関する学習の場を提供します。(生涯学習活動センター) ・人権に関する講座や学級を開講します。(生涯学習課)
国際感覚の醸成	・公益財団法人おかや文化振興事業団国際交流センターと連携し、男女共同参画の視点に立った国内外の情報提供や国際理解・交流の推進を図ります。(企画課) ・国際理解に関する講座や外国語講座を充実し、国際理解の推進を図ります。(生涯学習活動センター) ・保育園、学校において国際理解教育を推進します。(子ども課・教育総務課)

■基本目標2 仕事と家庭を両立できる環境の整備

施策の展開	具体的な事業
働く場での男女の機会均等と待遇の確保	・産前・産後休暇、育児・介護休業等が取得しやすいよう、制度等について啓発・普及を行います。(工業振興課) ・男女ともに仕事と家庭生活の両立を支援するため、仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)を促進します。(工業振興課・企画課・子ども課) ・職場におけるセクシャル・ハラスメント防止の啓発を行います。(工業振興課) ・女性の就業・再就職の情報提供やセミナーを行います。(工業振興課) ・ひとり親家庭の自立のための経済的支援と就労支援を行います。(社会福祉課) ・事業所などに男女雇用機会均等法など関係法制度の周知・啓発を行います。(工業振興課) ・男女共同参画に関連する制度等が実際に活用されるよう、企業等の経営層に対する啓発を行います。(工業振興課・企画課・介護福祉課) ・自営業に従事する女性の仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の実現に向けた啓発活動を行います。(工業振興課・商業観光課・農林水産課)
子育て支援の充実	・おかや子育て憲章を具現化した成長樹(期)子育て実践ポイントの啓発を行います。(生涯学習課) ・多様な保育サービスの充実と施設の整備を推進します。(子ども課) ・学童クラブの充実と施設の整備を推進します。(生涯学習課) ・子育ての情報提供や相談体制を充実します。(子ども課・生涯学習活動センター)
子育てや介護の場での男女共同参画の促進	・介護保険制度の円滑な運営と介護サービスの充実を図ります。(介護福祉課) ・男性の子育てや介護の場での参画を促進するため、男性の意識啓発を行います。(子ども課・介護福祉課)

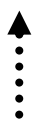
■基本目標3 地域での男女共同参画

施策の展開	具体的な事業
慣習やしきたりの見直しと誰もが参加しやすい体制づくり	・区の役員など女性が参画しやすい組織づくりのための意識啓発を行います。(企画課) ・保護者会やPTA役員などへ働きかけ、共同参画を推進します。(子ども課・教育総務課) ・市民の会との協働により、地域で活躍する女性と交流を深め、情報提供を行います。(企画課) ・地域のボランティア活動などへ、男性女性に限らずともいきいきと参加できるよう働きかけます。(社会福祉課)
防災分野での男女共同参画の推進	・地域住民の消防団活動に対する理解を高め、女性消防団員の積極的な入団促進を行います。(消防課) ・防災会議での女性委員の登用を推進します。(危機管理室) ・男女共同参画の視点を取り入れた防災計画づくりを行います。(危機管理室) ・男女のニーズの違いに配慮した防災体制づくりに努めます。(危機管理室)

■基本目標4 安心して暮らせる環境の整備

施策の展開	具体的な事業
高齢者・障がい者の社会参画の促進	・高齢者や障がい者への就労支援を行います。(工業振興課・社会福祉課・介護福祉課) ・高齢者や障がい者の相談窓口の充実と、就労や介護・福祉に関する情報提供を行います。(社会福祉課・介護福祉課・健康推進課) ・地域サポートセンターの充実を図るとともに、その活動を支援します。(社会福祉課) ・高齢者の生きがいづくりのため、講座や学習活動の場の提供、地域における地域福祉活動などの社会参加を支援します。(生涯学習活動センター・介護福祉課・スポーツ振興課) ・地域包括支援センターでは要援護者への支援とともに権利擁護の周知を図り、相談体制を充実させます。(介護福祉課・社会福祉課) ・介護保険制度の円滑な運営と障がい者の自立を支える福祉制度の利用促進や介護サービスの充実を図ります。(介護福祉課・社会福祉課)
男女間のあらゆる暴力の根絶	・暴力を根絶するための意識啓発に努めます。(企画課・社会福祉課) ・相談・支援体制の充実を図り、関係機関との連携により配偶者に対する暴力の防止と対応に努めます。(企画課・社会福祉課・子ども課) ・人権尊重の視点から男女の性の違いについて理解するよう啓発します。(教育総務課・健康推進課)
ライフステージに応じた女性の健康支援	・生命尊重の視点から妊娠・出産等に関する健康支援を行います。(健康推進課) ・性に関する健康問題について正しく理解できる性教育を行います。(健康推進課)

■啓発活動の充実



4つの基本目標を実現するための手段として

具体的な事業
・出張フォーラムや出前講座を実施します。(企画課・生涯学習課) ・男女共同参画推進市民の会との協働により男女共同参画の意識啓発を行います。(企画課) ・広報・ホームページ・シルキーチャンネルなどで情報提供を行います。(企画課) ・多くの市民が参加しやすい講演会やセミナーを実施します。(企画課) ・関係市民団体との意見交換や交流を深め、市民レベルでの活動を広げます。(企画課) ・市職員研修を実施し意識改革を図ります。(総務課・企画課) ・市民の意識や実態の調査を実施します。(企画課) ・職場における男女の意識や実態の調査を実施します。(企画課) ・調査結果を公表し、啓発活動や施策の推進に活かします。(企画課)

第3章 計画の推進

1 計画の推進体制

様々な組織、機関、団体等が連携して、男女共同参画社会の実現をめざします。

(1) 岡谷市男女共同参画審議会【市長の諮問機関】

条例第 20 条の規定に基づく市長の諮問機関として、男女共同参画に関する基本的かつ重要事項を調査、審議するために設置しています。

審議会では、男女共同参画に関する現状を継続的に調査・把握するとともに、施策の実施状況や目標の達成状況について評価・点検を行い、市長に意見や提言を行います。

(2) 岡谷市男女共同参画推進協議会【庁内の推進機関】

「岡谷市男女共同参画推進協議会設置要綱」第 1 条の規定に基づき、庁内各課の連携を図り、男女共同参画施策を総合的、計画的に推進するために設置しています。

協議会を通して男女共同参画施策を担う庁内の関係部門が連携することにより、組織横断的な取組を行います。

(3) 市民団体

「岡谷市男女共同参画推進市民の会 “パートナーシップおかや”」や各種市民団体との協働により、男女共同参画事業を実施します。

(4) 男女共同参画推進団体等連絡会

平成 24 年に男女共同参画推進市民の会が主体となり、市民団体、企業、関係機関、関係団体等と行政とのネットワーク化を目的とする組織を立ち上げました。

連絡会を通して男女共同参画に関係する機関や団体が連携することにより、より実効的な活動を推進します。

(5) 市民、事業者、教育関係者

市民、事業者、教育関係者等に男女共同参画に関する学習の機会や情報を提供し、男女共同参画について正しく理解していただくことにより、市民総参加によって男女共同参画社会の実現に取り組みます。

(6) 国、県、他市町村等の関係機関や関係団体

国、県、他市町村等の関係機関や関係団体との情報交換や相互協力により、男女共同参画社会の実現に取り組みます。

2 計画の進行管理

(1) 達成目標の設定

計画をより実効性のあるものとするため、平成31年度（2019年度）を目標年度とする数値目標（指標）を設定します。

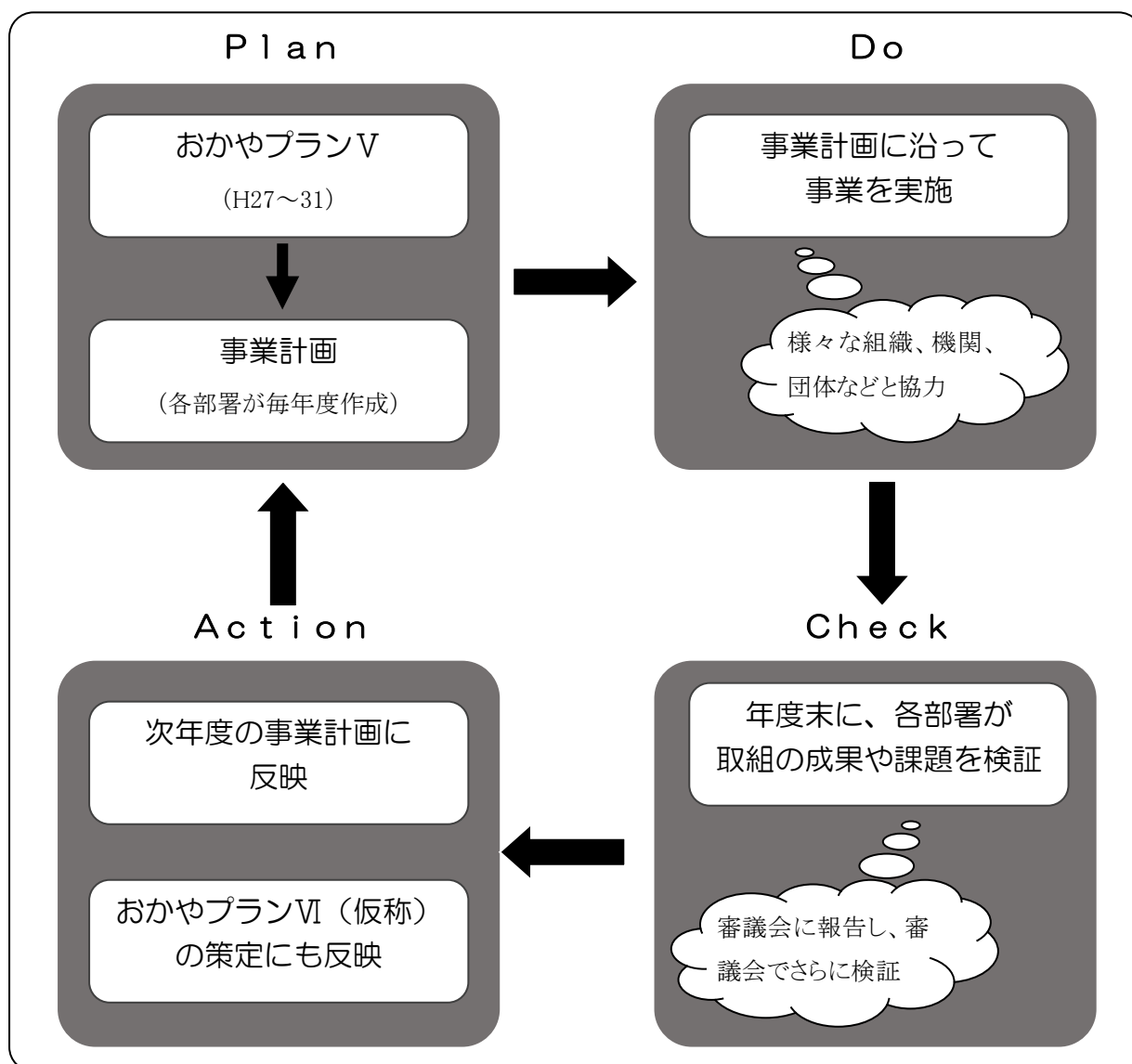
この計画によってめざす到達点を「数値目標」で分かりやすく示しています。

審議会では、数値目標の達成状況について定期的に評価・点検を行います。

(2) 市民意識調査（市民アンケート）の実施

「男女共同参画に関するアンケート調査」、「働く場における男女の意識調査」を定期的に実施し、男女共同参画に関する市民の意識と実態、就労に関する男女の意識と実態、行政に対する要望などの変化を把握します。

●●● この計画を推進する仕組み ●●●



数値目標一覧表（再掲）

基本目標1 女性の活躍促進

指 標 名	現 状 値	目標値（平成31年度）
審議会等における女性委員の登用率	30.8% （平成26年4月1日）	40.0% （平成31年4月1日）
「学校教育の場」で男女の地位が平等になっていると思う人の割合	41.4% （平成25年度市民意識調査）	50.0% （平成30年度市民意識調査）

基本目標2 仕事と家庭を両立できる環境の整備

指 標 名	現 状 値	目標値（平成31年度）
「男女雇用機会均等法」の認知度	56.1% （平成25年度市民意識調査）	65.0% （平成30年度市民意識調査）
「職場」で男女の地位が平等になっていると思う人の割合	16.2% （平成25年度市民意識調査）	30.0% （平成30年度市民意識調査）
ファミリー・サポート・センターの登録会員数と利用回数	登録会員数 537人 利用回数 341回 （平成26年3月31日）	登録会員数 680人 利用回数 400回 （平成31年3月31日）

基本目標3 地域での男女共同参画の推進

指 標 名	現 状 値	目標値（平成31年度）
「男女共同参画社会」という用語の認知度	37.5% （平成25年度市民意識調査）	60.0% （平成30年度市民意識調査）
「慣習やしきたり等」男女の地位が平等になっていると思う人の割合	8.5% （平成25年度市民意識調査）	20.0% （平成30年度市民意識調査）
「地域活動」で男女の地位が平等になっていると思う人の割合	25.2% （平成25年度市民意識調査）	30.0% （平成30年度市民意識調査）
地域で開催する「出張フォーラム」などへの参加者数	453人 （平成26年3月31日）	700人 （平成31年3月31日）

基本目標4 安心して暮らせる環境の整備

指 標 名	現 状 値	目標値（平成31年度）
「DV法」の認知度	42.1% （平成25年度市民意識調査）	50.0% （平成30年度市民意識調査）

【参考資料】

1 計画の策定経過

- ・経過一覧表・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・36
- ・諮問、答申・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・37
- 岡谷市男女共同参画審議会に対する市長の諮問と
 岡谷市男女共同参画審議会から市長に対する答申
- ・名簿・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・40
- 岡谷市男女共同参画審議会委員
 - 岡谷市男女共同参画計画策定検討委員会委員
 - 岡谷市男女共同参画推進協議会委員・幹事・専門部員

2 関係法令、条例等

- ・男女共同参画社会基本法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・43
- ・岡谷市男女共同参画条例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・47
- ・岡谷市男女共同参画計画策定検討委員会設置要綱・・・・・・・・51
- ・岡谷市男女共同参画推進協議会設置要綱・・・・・・・・・・・・52

3 男女共同参画に関する国内外の動き・・・・・・・・・・・・・・54

4 男女共同参画に関する現状（データ一覧）・・・・・・・・・・・・58

5 用語解説・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・59

6 困ったときの相談窓口・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・62

7 市民等の意見募集（パブリックコメント）に寄せられた意見・・・・64

1 計画の策定経過

■経過一覧表

年月日	説 明
平成 25 年 7 月 1 日	第 1 回男女共同参画審議会（市民アンケートの内容検討）
平成 25 年 7 月 29 日 ～ 8 月 30 日	男女共同参画に関する市民アンケート調査 （無作為抽出／満 20 歳以上の男女 1,000 人）
平成 25 年 11 月 11 日	第 2 回男女共同参画審議会（アンケート結果、現状と課題）
平成 26 年 1 月 31 日	第 1 回男女共同参画計画策定検討委員会（計画策定の趣旨）
平成 26 年 3 月 17 日	第 3 回男女共同参画審議会（現状と課題）
平成 26 年 3 月 24 日	第 2 回男女共同参画計画策定検討委員会（市民アンケート結果）
平成 26 年 4 月 22 日	第 3 回男女共同参画計画策定検討委員会（現状と課題）
平成 26 年 5 月 21 日	第 4 回男女共同参画計画策定検討委員会（現状と課題）
平成 26 年 6 月 6 日	第 5 回男女共同参画計画策定検討委員会（現状と課題）
平成 26 年 6 月 18 日	第 1 回男女共同参画審議会（委員委嘱、計画の概要）
平成 26 年 7 月 17 日	第 1 回男女共同参画推進協議会幹事会及び専門部会合同会議 （策定方針協議）
平成 26 年 7 月 22 日	第 6 回男女共同参画計画策定検討委員会（計画体系）
平成 26 年 10 月 8 日	第 2 回男女共同参画推進協議会幹事会及び専門部会合同会議 （計画案協議）
平成 26 年 10 月 9 日	第 7 回男女共同参画計画策定検討委員会（計画案協議）
平成 26 年 10 月 23 日	部長会議（報告）
平成 26 年 10 月 30 日	第 8 回男女共同参画計画策定検討委員会（計画案報告）
平成 26 年 11 月 4 日	行政管理委員会（男女共同参画推進協議会委員会）（計画案報告）
平成 26 年 11 月 12 日	第 2 回男女共同参画審議会（計画案諮問）
平成 26 年 11 月 25 日～ 平成 26 年 12 月 25 日	計画案公表、市民意見等の募集（パブリックコメント）
平成 26 年 12 月 18 日	第 3 回男女共同参画審議会（計画案審議）
平成 27 年 1 月 19 日	第 4 回男女共同参画審議会（計画案審議）
平成 27 年 1 月 28 日	第 5 回男女共同参画審議会（計画案審議）
平成 27 年 2 月 5 日	男女共同参画審議会計画案答申
平成 27 年 2 月 6 日	部長会議（計画案報告）
平成 27 年 2 月 13 日	行政管理委員会（男女共同参画推進協議会委員会）（計画決定）
平成 27 年 3 月 5 日	総務委員会（報告）

■ 諮問、答申

(1) 諮問（平成 26 年 11 月 12 日）

26 企第 27 号
平成 26 年 11 月 12 日

岡谷市男女共同参画審議会
会長 高林 達臣 様

岡谷市長 今 井 竜 五

諮 問 書

岡谷市男女共同参画条例第 20 条第 2 項の規定に基づき、第 5 次岡谷市男女共同参画計画「男女共同参画おかやプラン V」について諮問申し上げます。

(2) 答申（平成 27 年 2 月 5 日）

平成 27 年 2 月 5 日

岡谷市長 今井 竜五 様

岡谷市男女共同参画審議会
会長 高林 達臣

答 申 書

平成 26 年 11 月 12 日付で貴職から諮問されました第 5 次岡谷市男女共同参画計画「男女共同参画おかやプラン V」について、岡谷市男女共同参画審議会にて慎重に審議、検討を重ね、下記のとおり取りまとめましたので答申いたします。

記

少子高齢化の進展により生産年齢人口が急激な減少傾向にある中で、活力ある社会を実現するためには、お互いの人権を尊重し、個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現が求められています。

世界経済フォーラムが男女格差を測るジェンダー・ギャップ指数を発表しましたが、2014 年の日本の順位は 142 カ国中 104 位であり、主要先進国で最下位でした。

岡谷市においては、平成 16 年に岡谷市男女共同参画条例を制定し、男女共同参画施策を推進してきましたが、家庭・地域・職場などでは、「夫は外で働き、妻は家庭を守るべき」という性別による固定的な役割分担意識や、慣習・しきたりがまだまだ残っており、男女共同参画が社会に浸透していない状況も見受けられます。

あらゆる分野で男女共同参画を進めるためには、市民一人ひとりが、自らの問題として取り組んでいくことが大切になります。

諮問されました第 5 次岡谷市男女共同参画計画「男女共同参画おかやプラン V」につきましては、様々な視点による論議の中で出された意見の集約として、市においては P D C A サイクルにより各施策の効果を検証・改善しながら、市民の意識向上とあらゆる場面における男女共同参画の実現に取り組まれることを切に要望し、意見・提言を付して、ここに答申いたします。

(3) 意見・提言のまとめ

第1章 計画の策定にあたって

- ・男女共同参画社会づくりに取り組むうえでの指針としており、5つの基本理念は、「男女共同参画基本法」および平成16年に施行された「岡谷市男女共同参画条例」に基づくもので、理解しやすい内容となっている。
- ・この計画を実現する手段として啓発活動の充実を掲げているが、岡谷市では「岡谷市女性行動計画」が策定されて20年の活動の成果があまり実感できない現状を考えると、課題が多く残されており、啓発活動をどの様に工夫して実施していくかが、この計画を実現する大きな「カギ」になると考える。

第2章 計画の内容および計画の体系

- ・岡谷市がめざす「3つの将来像」を掲げ、それを実行するための4つの基本目標、そして施策の展開への流れが、系統立てた内容になっている。
- ・計画の体系では、3つの将来像を実現するための施策として、4つの基本目標および施策の展開を述べられており、分かりやすく関連性を示している。
- ・計画の体系については、計画の立案、実施、チェック、アクションの流れと、行政・団体等の実施部門および時間軸を示した体系図があると理解しやすい。

施策の展開

基本目標1 女性の活躍促進

- ・事業者に対して、女性の働き方の多様性を認識するとともに、働きがいのある環境を整備するよう働きかけてほしい。
- ・小学生向けマンガ冊子「わたしらしくあなたらしく」の継続は大変良いと思うが、小学生の高学年だけでなく、低学年にも理解できる冊子を作成し、学校での教育と同時に家庭で親子がこの冊子を読みあい、考える方向を見いだしてほしい。
- ・(2) 女性リーダーの育成支援では、事業者側も自己啓発制度の導入と評価制度の見直し等目標を決めて実行するよう働きかけてほしい。
- ・(3) 4つ目の記述で男女共同参画の視点とあるが、例えば「経済的、精神的、社会的、性的自立のバランスを図ることができるような支援、教育指導」という記述にするなどの意見とそこまで細かくしない方が良いとの両論があった。

基本目標2 仕事と家庭を両立できる環境の整備

- ・ワーク・ライフ・バランスの中には、人間らしく自己啓発できるゆとりを持つ視点も必要である。

基本目標3 地域での男女共同参画の推進

- ・各地域で、「男女共同参画プランV」の説明会を実施する中で、各地域での規約の制定や目標値の設定ができるような環境を醸成してほしい。

啓発活動の充実

- ・プランⅣのダイジェスト版は非常にコンパクトに整理されており、市民にとって読みやすいと思うので、プランⅤについてもダイジェスト版を作成し、市内全世帯への配布を実施してほしい。
- ・「市民のみなさんへ」は市民や事業者等が取り組んでいく方向性を分かりやすく示しているが、

押し付けでなく、一人ひとりに共感され、実践できるような表現を加えてほしい。

具体的な取組

- ・各目標に対し「施策の展開」「具体的な事業」が記載されているが、各課単位では、もう一歩踏み込んだ詳細計画（5W1H）が必要だと思うので、ぜひ立案してほしい。

第3章 計画の推進

1 計画の推進体制

- ・男女共同参画推進団体等連絡会は、男女共同参画を推進するため、より実効的な活動を行い、実現に向けた取り組みを働きかけてほしい。

2 計画の進行管理

- ・（1）達成目標の設定の、4行目、審議会では、数値目標の達成状況について、1年ごとに評価・点検を行うこととしてほしい。

数値目標の設定に関わって

- ・目標指標に「男女共同参画社会」という用語の認知度も含め、理解度を把握するような意識調査を行ってほしい。

■名簿

(1) 岡谷市男女共同参画審議会

(敬称略・五十音順)

役 職	氏 名	所 属
会 長	高林 達臣	岡谷市民生児童委員協議会
副会長	今井 和子	岡谷市男女共同参画推進市民の会
委 員	伊藤 恵子	岡谷市小中学校校長会
〃	小口 かつみ	岡谷市女性団体連絡協議会
〃	小口 敬子	一般公募
〃	小野 正行	事業所（諏訪信用金庫）
〃	久保 寛男	岡谷市区長会
〃	小濱 知実	信州豊南短期大学
〃	酒井 裕子	長野県男女共同参画センター
〃	清水 美代子	人権擁護委員
〃	増澤 哲	岡谷労務対策協議会
〃	松浦 盛明	岡谷市連合壮年会
〃	宮坂 そのみ	一般公募
〃	山岡 弘幸	岡谷市社会福祉協議会
〃	山口 俊雄	一般公募

(2) 岡谷市男女共同参画計画策定検討委員会

(敬称略・五十音順)

役 職	氏 名	所 属
会 長	三澤 勲	岡谷市男女共同参画推進市民の会
副会長	清水 美代子	人権擁護委員
委 員	伊藤 恵子	岡谷市小中学校校長会
〃	小口 光子	岡谷市男女共同参画推進市民の会
〃	小野 安也	岡谷労務対策協議会
〃	春谷 巻雄	岡谷市民生児童委員協議会
〃	酒井 裕子	長野県男女共同参画センター
〃	丸山 善行	岡谷市PTA連合会
〃	宮坂 裕之	岡谷市地域子（己）育てミニ集会
〃	宮坂 安壽恵	岡谷市男女共同参画推進市民の会
〃	望月 久代	女性経営者（信越ハーネス株式会社）
〃	両角 友子	岡谷市女性団体連絡協議会
〃	山田 幸作	岡谷市区長会

(3) 岡谷市男女共同参画推進協議会

【会長】 市長 今井 竜五 【副会長】 副市長 中田 富雄 【事務局】 企画政策部企画課

【委員】 (平成27年3月現在)

職 名	氏 名
教育長	岩本 博行
企画政策部長	小口 明則 (事務局長)
総務部長	小口 道生
消防担当参事	佐久 卓
市民環境部長	笠原 和彦
健康福祉部長	宮澤 順
経済部長	赤沼 喜市
建設水道部長	河西 稔
会計管理者	杉本 研一
教育部長	吉澤 洋人
教育部教育担当参事	橋爪 哲也
議会事務局長	原 孝好
岡谷市民病院事務部長	岩垂 俊男

【幹事】 (平成27年3月現在)

職 名	氏 名	職 名	氏 名
企画課長	山岸 徹 (事務局次長)	健康推進課長	宮澤 昌邦
ブランド推進室長	城田 守	産業振興戦略室長	木下 稔 (兼務)
秘書室長	中村 良則	商業観光課長	小口 典久
広報情報課長	百瀬 邦彦	工業振興課長	木下 稔
総務課長	藤澤 正	農林水産課長	小河原 義友
湊支所長	小口 智行	都市計画課長	宮沢 健雄
川岸支所長	高橋 章	土木課長	古川 幸男
長地支所長	坂田 健行	水道課長	山本 文明
財政課長	酒井 吉之	会計課長	杉本 研一 (兼務)
税務課長	小口 光治	教育総務課長	吉澤 洋人 (兼務)
消防課長	大下 彰一	生涯学習課長	小坂 英之
危機管理室長	宮坂 浩一	スポーツ振興課長	小松 厚
市民生活課長	林 直典	岡谷市民病院経営企画課長	小松 久志
医療保険課長	中原 淳一	岡谷市民病院庶務課長	師岡 竜也
環境課長	小口 智弘	岡谷市民病院医事課長	小野 信之
社会福祉課長	松下 正樹	岡谷市民病院業務課長	岩本 末男
介護福祉課長	三村 靖夫	岡谷市民病院新病院建設室長	山岡 泰一郎
子ども課長	小口 浩史		

【専門部員】

(平成27年3月現在)

所 属	職名	氏 名	所 属	職名	氏 名
企画課	主幹	小原さえ子	子ども課	主幹	秋山 仁志
ブランド推進室	主幹	原 尚彦	健康推進課	主幹	森下 知佳
秘書室	主幹	金子 郷	商業観光課	主幹	佐藤 嘉泰
広報情報課	主幹	宮澤 輝	工業振興課	主幹	小口 喜照
総務課	主幹	今井 康貴	農林水産課	主幹	宮本 秀幸
川岸支所	主任	福島 恵	都市計画課	主幹	福沢 武雄
財政課	主幹	武居 浩史	土木課	主幹	清水 英二
税務課	主幹	小澤 英之	水道課	主幹	松村 佳江
消防課	主幹	大槻 秀次	会計課	主査	戸谷田 剛秀
危機管理室	主幹	小林 隆	教育総務課	主幹	小口 邦子
市民生活課	主幹	吉沢 透	生涯学習課	主幹	立道 一嘉
医療保険課	主幹	林 康範	スポーツ振興課	主幹	伊藤 雅章
環境課	主幹	黒渕 浩人	生涯学習活動センター	主幹	笠原 利彦
社会福祉課	主幹	上原 幸代	岡谷市民病院	主幹	増沢 洋子
介護福祉課	主幹	小島 敬子			

2 関係法令、条例等

■男女共同参画社会基本法

公布・施行 平成 11 年 6 月 23 日法律第 78 号

改正 平成 11 年 7 月 16 日法律第 102 号

平成 11 年 12 月 22 日同第 160 号

前 文

第 1 章 総則（第 1 条—第 12 条）

第 2 章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策（第 13 条—第 20 条）

第 3 章 男女共同参画会議（第 21 条—第 28 条）

附 則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を 21 世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第 1 章 総 則

（目的）

第 1 条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

（定義）

第 2 条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。
- 二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

（男女の人権の尊重）

第 3 条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

（社会における制度又は慣行についての配慮）

第4条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

（政策等の立案及び決定への共同参画）

第5条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

（家庭生活における活動と他の活動の両立）

第6条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

（国際的協調）

第7条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

（国の責務）

第8条 国は、第3条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第9条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（国民の責務）

第10条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

（法制上の措置等）

第11条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

（年次報告等）

第12条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第2章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

（男女共同参画基本計画）

第13条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前2項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

（都道府県男女共同参画基本計画等）

第14条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（施策の策定等に当たっての配慮）

第15条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

（国民の理解を深めるための措置）

第16条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

（苦情の処理等）

第17条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

（調査研究）

第18条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

（国際的協調のための措置）

第19条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

（地方公共団体及び民間の団体に対する支援）

第20条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第3章 男女共同参画会議

(設置)

第21条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第22条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 男女共同参画基本計画に関し、第13条第3項に規定する事項を処理すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
- 三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
- 四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第23条 会議は、議長及び議員24人以内をもって組織する。

(議長)

第24条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

- 2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第25条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

- 一 内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
- 二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者
- 2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の五未満であってはならない。
- 3 第一項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の十分の四未満であってはならない。
- 4 第一項第二号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第26条 前条第一項第二号の議員の任期は、二年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 前条第一項第二号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第27条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

- 2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第28条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則（平成11年6月23日法律第78号）抄

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から施行する。

（以下、省略）

■岡谷市男女共同参画条例

公布 平成 16 年 3 月 25 日 条例第 3 号

前 文

第1章 総則（第1条―第9条）

第2章 男女共同参画の推進に関する基本的施策（第10条―第19条）

第3章 岡谷市男女共同参画審議会（第20条―第23条）

第4章 補則（第24条）

附 則

我が国では、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれており、国際連合が定めた女子差別撤廃条約の批准や、男女共同参画社会基本法の理念に基づき、男女平等の実現に向けた様々な取組が進められてきた。

岡谷市においても、真の男女平等の実現に向け女性行動計画を策定するなど、男女共同参画社会を目指し様々な施策を推進してきた。

しかしながら、私たちの周りには性別による固定的な役割分担意識とそれに基づく社会の慣行が依然として根強く残っており、真の男女平等の実現には、いまだ多くの課題が残されている。

このような状況に加え岡谷市は、働く女性が多いという地域特性があり、さらには加速している少子高齢社会や経済情勢の大きな変化に対応していくためにも、男女が互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわりなく、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会を実現することが重要である。

ここに、豊かで活力ある岡谷市を築くため、市、市民、事業者及び教育関係者が協働して男女共同参画社会を実現することを目指し、この条例を制定する。

第1章 総 則

（目的）

第1条 この条例は、男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、市、市民、事業者及び教育関係者の責務を明らかにするとともに、男女共同参画の推進に関する基本的施策を定め、総合的かつ計画的に推進することにより、心豊かな活力ある男女共同参画社会を実現することを目的とする。

（用語の意義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいう。
- (2) 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を是正するため必要な範囲において、男女のいずれか一方に対し、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会を積極的に提供することをいう。

（基本理念）

第3条 男女共同参画社会の推進は、次に掲げる事項を基本理念として推進されなければならない。

- (1) 男女が、互いの特性を認め合い、個人としての尊厳が重んじられるとともに、性別により差別を受けることなく男女の真の平等を基礎とした人権が尊重されること。
- (2) 社会における制度又は慣行が、固定的な役割分担等に基づく男女の社会生活に影響されることなく多様な生き方を選択でき、個人としての能力を十分に発揮できるよう配慮されること。
- (3) 男女が社会の対等な構成員として、政策又は方針決定の場に共同して参画する機会が確保されること。

こと。

(4) 家族を構成する男女が、家事、育児、介護その他家庭生活における活動について、家族の一員としての役割を円滑に果たし、男女が相互の協力と社会の支援のもと、家庭生活又は職業生活の両立及びその他の活動にも対等に参加できるよう配慮されること。

(5) 国際社会における取組と密接な関係があることから、その動向に配慮すること。

(市の責務)

第4条 市は、前条に規定する基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を策定し、実施するものとする。

2 市は、男女共同参画推進に関する施策の実施に当たっては、国、県その他地方公共団体、市民、事業者及び教育関係者と連携し、取り組むものとする。

(市民の責務)

第5条 市民は、基本理念にのっとり、家庭、職場、学校、地域等あらゆる分野において、男女共同参画を自ら積極的に推進するとともに、市が実施する男女共同参画推進の施策を理解し、協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、男女が共同してその事業活動を行うよう努め、職業生活とその他の活動とを両立することができる環境の整備に取り組み、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策を理解し、取り組むよう努めなければならない。

(教育関係者の責務)

第7条 教育関係者は、教育が男女共同参画の推進に果たす役割の重要性を踏まえ、基本理念に配慮した教育を行うよう努めなければならない。

(性別による人権侵害の禁止)

第8条 すべての人は、家庭、職場、学校、地域等あらゆる場において次に掲げる行為を行ってはならない。

(1) 性別を理由にする差別的扱い

(2) セクシュアル・ハラスメント(性的な言動により個人を傷つけ、不快にさせ、又は強要により不利益を与えること。)

(3) ドメスティック・バイオレンス(男女間における身体的、精神的な苦痛を与える暴力的行為)

(公衆に表示する情報の配慮)

第9条 すべての人は、広告、ポスター等を公衆に表示するときは、次に掲げる表現をしないよう努めなければならない。

(1) 性別による固定的役割分担、男女間の暴力等を助長し、又は連想させる表現

(2) 過度の性的表現

第2章 男女共同参画の推進に関する基本的施策

(男女共同参画計画)

第10条 市長は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、男女共同参画の推進に関する基本的な計画(以下「男女共同参画計画」という。)を策定しなければならない。

2 市長は、男女共同参画計画を策定するに当たっては、市民、事業者及び教育関係者の意見を反映するよう努めなければならない。

3 市長は、男女共同参画計画を策定するに当たっては、あらかじめ岡谷市男女共同参画審議会に意見を求め、その意見を尊重しなければならない。

4 市長は、男女共同参画計画を策定したときは、速やかにこれを公表しなければならない。

5 前3項の規定は、男女共同参画計画の変更について準用する。

（年次報告）

第11条 市長は、男女共同参画計画の推進に関する施策の実施状況等について、毎年度報告書を作成し、公表しなければならない。

（調査研究）

第12条 市は、男女共同参画の推進に関する施策を効果的に実施していくため、必要な調査研究を行うよう努めるものとする。

（市民等の理解を深めるための措置）

第13条 市は、男女共同参画の推進に関し、市民、事業者、教育関係者、民間団体、地域団体等が理解を深め、自主的な取組を行うことができるようにするため、広報活動、学習、研修の機会の提供その他の必要な措置を講ずるものとする。

（市民等の活動に対する支援）

第14条 市は、男女共同参画の推進に関する活動を行う市民、事業者、教育関係者、民間団体、地域団体等に対し、その活動に必要な情報提供その他の支援を行うものとする。

（家庭生活における活動と他の活動の両立支援）

第15条 市は、家族を構成する者が性別にかかわらず家庭生活と職業生活その他の活動とを容易に両立することができるよう、必要な支援及び環境の整備に努めるものとする。

（教育及び学習活動の支援）

第16条 市は、学校、家庭、地域及びその他の社会において、男女共同参画に関する教育及び学習活動を支援するため、必要な措置を講ずるものとする。

（雇用等における男女の平等な機会と待遇の確保）

第17条 市は、雇用における男女の平等な機会の確保に関する事業者の取組を促進するため、情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるものとする。

2 市長は、必要があると認めるときは、事業者に対し男女の平等の推進に関する取組の状況について報告を求めることができる。

3 市長は、前項の報告を取りまとめ、公表しなければならない。

（苦情及び相談への対応）

第18条 市長は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策について市民から苦情の申し出があった場合は、関係機関と連携し、適切かつ迅速に対応しなければならない。

2 市長は、性別による人権侵害その他の男女共同参画の推進を阻害する行為に対し、市民から相談があったときは、関係機関と協力し、適切に対応するよう努めなければならない。

（推進体制の整備）

第19条 市は、男女共同参画推進に関する施策を総合的かつ効果的に実施するため、必要な推進体制を整備するものとする。

2 市は、男女共同参画を推進するため、市民による体制の構築に努めるものとする。

第3章 岡谷市男女共同参画審議会

（設置等）

第20条 男女共同参画に関する基本的かつ重要事項を調査及び審議するため、岡谷市男女共同参画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、市長の諮問に応じて、男女共同参画に関する基本事項を調査及び審議するほか、必要に応じて重要事項を調査し、市長に意見を述べることができる。

（組織等）

第21条 審議会は、委員15人以内で組織する。

2 男女いずれか一方の委員の数は、委員の総数の10分の4未満であってはならない。

3 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 関係行政機関の職員
- (3) 一般公募者
- (4) その他市長が必要と認める者

4 委員の任期は、2 年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 審議会に会長及び副会長を各 1 人置き、委員の互選によりこれを定める。

6 会長は、審議会を代表し、会議を総理する。

7 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第22条 審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第23条 審議会の庶務は、企画政策部企画課が行う。

第4章 補 則

(委任)

第24条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

(以下、省略)

■岡谷市男女共同参画計画策定検討委員会設置要綱

平成 20 年 12 月 15 日

岡谷市告示第 109 号

（設置）

第 1 条 男女共同参画社会の形成の促進に資する岡谷市男女共同参画計画（以下「計画」という。）を策定するため、岡谷市男女共同参画計画策定検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（所掌事項）

第 2 条 委員会は、男女共同参画に関する調査及び研究を行い、計画案を策定するものとする。

（組織）

第 3 条 委員会は、委員 15 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 関係団体・組織の代表者
- (3) 一般公募者
- (4) その他市長が必要と認める者

（任期）

第 4 条 委員の任期は、計画が策定されるまでの間とする。

（委員長及び副委員長）

第 5 条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

（会議）

第 6 条 委員会は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

（庶務）

第 7 条 委員会の庶務は、企画政策部企画課が行う。

（補則）

第 8 条 この要綱に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成 20 年 12 月 15 日から施行する。

附 則

この告示は、平成 25 年 1 月 1 日から施行する。

■岡谷市男女共同参画推進協議会設置要綱

平成 6 年 3 月 1 日
／市／教育委員会／告示第 2 号

（設置）

第 1 条 男女共同参画社会の形成に関する施策を総合的、計画的に推進するため、岡谷市男女共同参画推進協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(平成 14 市教委告示 1・一部改正)

（所掌事務）

第 2 条 協議会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 岡谷市男女共同参画計画に関すること。
- (2) 男女共同参画に関する事務の連絡調整に関すること。
- (3) 男女共同参画の調査研究に関すること。
- (4) 男女共同参画の研修、啓発に関すること。
- (5) その他男女共同参画を推進するために必要と認めたこと。

(平成 14 市教委告示 1・一部改正)

（組織）

第 3 条 協議会に会長、副会長、委員、幹事及び専門部員を置く。

- 2 会長は、市長の職にある者をもって充てる。
- 3 副会長は、副市長（企画政策部担当）の職にある者をもって充てる。
- 4 委員、幹事及び専門部員は、職員のうちから市長が任命する。

(平成 18／告示 1／教委告示 1／・平成 19／告示 1／教委告示 1／・平成 20／告示 1／教委告示 1／・平成 20／告示 2／教委告示 2／・平成 21／告示 1／教委告示 1／・一部改正)

（職務）

第 4 条 会長は、会務を統括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。
- 3 委員は、会務の執行に当たる。
- 4 幹事及び専門部員は、会長の命を受けて会務に従事する。

（会議の種類）

第 5 条 協議会の会議は、委員会、幹事会及び専門部会とする。

（委員会）

第 6 条 委員会は、所掌事務に関する総合的な基本方針及び推進方策を協議する。

- 2 委員会は、会長、副会長及び委員をもって構成する。
- 3 委員会は、会長が招集し、会長が議長となる。

（幹事会）

第 7 条 幹事会は、委員会に付議する事案を整備し、委員会の決定した事案の執行に伴う必要な事項を処理する。

- 2 幹事会は、事務局長が招集し、事務局長が議長となる。

（専門部会）

第 8 条 専門部会は、所掌事項に関する調査及び研究を行う。

- 2 専門部会は、事務局長が招集し、事務局次長が議長となる。

（懇話会）

第 9 条 市の男女共同参画の推進に関する施策に対して、広く市民の意見を聴取するため必要に応じ

男女共同参画推進懇話会(以下「懇話会」という。)を開催する。

2 懇話会は、会長が招集する。

3 懇話会の構成員は、別途会長が指名する。

(平成 14 市教委告示 1・一部改正)

(協議会事務局)

第10条 協議会の事務局は、企画政策部企画課に置く。

2 事務局に事務局長、事務局次長及び書記を置く。

3 事務局長は、企画政策部長の職にある者を、事務局次長には、企画課長の職にある者をもって充てる。

4 書記は、企画政策部企画課の職員のうち事務局長が任命した者をもって充てる。

(平成 9 市教委告示 1・平成 15 市教委告示 1・平成 18/告示 1/教委告示 1/・平成 21/告示 1/教委告示 1/・一部改正)

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営等について必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この告示は、平成 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 7 年市教委告示第 2 号)

この告示は、平成 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 9 年市教委告示第 1 号)

この告示は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 10 年市教委告示第 2 号)

この告示は、平成 10 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 12 年市教委告示第 1 号)

この告示は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 13 年市教委告示第 1 号)

この告示は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 14 年市教委告示第 1 号)

この告示は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 15 年市教委告示第 1 号)

この告示中第 1 条及び第 3 条の規定は、平成 15 年 3 月 1 日から、第 2 条及び第 4 条の規定は、同年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 17 年市教委告示第 1 号)

この告示は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 18 年/告示第 1 号/教委告示第 1 号/)

この告示は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 18 年/告示第 4 号/教委告示第 4 号/)

この告示は、平成 18 年 8 月 10 日から施行する。

附 則(平成 19 年/告示第 1 号/教委告示第 1 号/)

この告示は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 20 年/告示第 1 号/教委告示第 1 号/)

この告示は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 20 年/告示第 2 号/教委告示第 2 号/)

この告示は、平成 20 年 7 月 1 日から施行する。

附 則(平成 21 年/告示第 1 号/教委告示第 1 号/)

この告示は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

3 男女共同参画に関する国内外の動き

年	国連の動き	日本の動き	長野県の動き	岡谷市の動き
1945 年 (S20 年)	国際連合設立	衆議院議員選挙法改正公布(婦人参政権実現)		
1946 年 (S21 年)	国連婦人の地位委員会設立	日本国憲法公布 第 22 回総選挙で婦人参政権行使(女性議員 39 人当選)		
1947 年 (S22 年)		改正民法公布(家父長制廃止)		
1965 年 (S40 年)			岡谷市に長野県岡谷婦人の家設置	
1969 年 (S44 年)				長野県岡谷婦人の家の管理運営が岡谷市に移管 岡谷市婦人の家として開館
1975 年 (S50 年)	国際婦人年(目標:平等、開発、平和) 国際婦人年世界会議(メキシコシティ)で「世界行動計画」採択	婦人問題企画推進本部設置		
1976 年 (S51 年)	国連婦人の 10 年始まる (1976~1985 年)			
1977 年 (S52 年)		「国内行動計画」(昭和 52~61 年度)策定	社会部労政課に福祉婦人係設置 長野県婦人問題協議会設置	
1978 年 (S53 年)			長野県婦人問題県民会議設立	
1979 年 (S54 年)	国連総会で「女子差別撤廃条約」採択			
1980 年 (S55 年)	「国連婦人の 10 年」中間年世界会議(コペンハーゲン)で「国連婦人の 10 年後半期行動プログラム」採択		「長野県婦人行動計画」(昭和 55~60 年度)策定 社会部労政課に婦人係設置	
1981 年 (S56 年)	ILO156 号条約(家族的責任条約)採択	「国内行動計画後期重点目標」策定	社会部青少年家庭課に婦人室設置	
1984 年 (S59 年)			長野県婦人総合センター設置(全国5番目)	
1985 年 (S60 年)	「国連婦人の 10 年」ナイロビ世界会議(ナイロビ)で「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」採択	「女子差別撤廃条約」批准 「男女雇用機会均等法」公布 「国籍法」改正(父系主義から父母両系主義へ)		
1986 年 (S61 年)		婦人問題企画推進本部拡充 婦人問題企画推進有権者会議(婦人問題企画推進会議の後身)開催	「新長野県婦人行動計画」(昭和 61~平成2年度)策定	

年	国連の動き	日本の動き	長野県の動き	岡谷市の動き
1987 年 (S62 年)		「西暦2000年に向けての新 国内行動計画」策定		
1988 年 (S63 年)				教育委員会に婦人対策担 当設置
1989 年 (H 元年)		学習指導要領の改訂(高等 学校家庭科の男女必修等)		
1990 年 (H2 年)	国連経済社会理事会で「婦 人の地位向上のためのナイ ロビ将来戦略に関する第1 回見直しと評価に伴う勧告 及び結論」採択			
1991 年 (H3 年)		「西暦2000年に向けての新 国内行動計画(第1次改 定)」策定 「育児休業法」公布	「さわやか信州女性プラン」 (平成3～7年度)策定	
1992 年 (H4 年)			婦人室を女性室に、長野県 婦人総合センターを長野県 女性総合センターに、婦人 問題協議会を女性行政推 進協議会に名称変更 婦人問題県民会議を女性 問題県民会議に改称	
1993 年 (H5 年)	国連婦人に関する地位委 員会で「女性に対する暴力 の撤廃に関する宣言」採択	「パートタイム労働法」公布		
1994 年 (H6 年)	「開発と女性」に関する第2 回アジア・太平洋大臣会議 (ジャカルタ)で「ジャカルタ 宣言及び行動計画」採択	男女共同参画室、男女共 同参画審議会、男女共同 参画推進本部設置		婦人対策担当を女性対策 担当に名称変更 岡谷市女性行政推進協議 会設置 「岡谷市女性行動計画」(平 成6～11年度)策定
1995 年 (H7 年)	第4回世界女性会議:平 等・開発・平和のための行 動(北京)で「北京宣言及び 行動綱領」採択	「育児休業法」改正(介護 休業制度の法制化) ILO156 号条例(家族的責 任条約)批准		
1996 年 (H8 年)		男女共同参画推進連携会 議(えがりてネットワーク)発 足 「男女共同参画2000年プラ ン」(平成8～12年度)策定	「信州女性プラン21」(平成 8～12年度)策定 女性プラン推進委員会、地 域女性コミュニケーター設 置	人権尊重都市宣言
1997 年 (H9 年)		男女共同参画審議会設置 「男女雇用機会均等法」公布 「介護保険法」公布	社会部に女性課設置	
1999 年 (H11 年)	ESCAP ハイレベル政府間 会議開催(バンコク)	「男女共同参画社会基本 法」公布・施行 「食料・農業・農村基本法」 公布・施行(女性の参画の 促進を規定)		

年	国連の動き	日本の動き	長野県の動き	岡谷市の動き
2000 年 (H12 年)	国連特別総会「女性 2000 年会議」(ニューヨーク)で「成果文書」、「政治宣言」採択	「ストーカー規制法」施行 「男女共同参画基本計画」(平成 12 年 12 月～17 年度)策定	長野県女性総合センターの愛称を“あいとびあ”に決定(一般公募) 男女共同参画推進委員会設置(女性プラン推進委員会を改組)	「第2次岡谷市女性プラン」(平成 12～16 年度)策定
2001 年 (H13 年)		内閣府に男女共同参画局、男女共同参画会議設置 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」施行 第1回男女共同参画週間閣議決定「仕事と子育ての両立支援策の方針について」	「パートナーシップながの 21」(平成 13～21年度)策定 男女共同参画推進本部設置(女性行政推進協議会を改組) 女性課を男女共同参画課に、長野県女性総合センターを長野県男女共同参画センターに名称変更	
2002 年 (H14 年)		アフガニスタンの女性支援に関する懇談会開催	「長野県男女共同参画社会づくり条例」公布 男女共同参画課を企画局へ移管	女性対策担当を男女共同参画担当に、女性行政推進協議会を男女共同参画推進協議会に名称変更
2003 年 (H15 年)		男女共同参画推進本部決定「女性のチャレンジ支援策の推進について」 「次世代育成支援対策推進法」公布・施行	長野県男女共同参画審議会、長野県男女共同参画推進指導委員設置 「パートナーシップながの 21」改定	婦人の家の機能を生涯学習館へ移管
2004 年 (H16 年)		「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」改正 同法に基づく基本方針策定	男女共同参画課を社会部人権尊重推進課と統合、企画部にユマニテ・人権尊重課を設置 男女共同参画センターを「配偶者暴力相談支援センター」に指定	「岡谷市男女共同参画条例」施行 岡谷市男女共同参画審議会設置
2005 年 (H17 年)	第 49 回国連女性の地位委員会 通称「北京+10」世界閣僚級会合開催(ニューヨーク)	「男女共同参画基本計画(第2次)」(平成 17 年 12 月～22 年度)策定 「女性の再チャレンジ支援プラン」策定		「男女共同参画おかやプランⅢ」(平成 17～21 年度)策定
2006 年 (H18 年)		男女共同参画推進本部決定「国の審議会等における女性委員の登用促進について」 「男女雇用機会均等法」改正(性別による差別禁止の範囲拡大等) 「女性の再チャレンジ支援プラン」改定	「第2次長野県男女共同参画計画」(平成 18～22 年度)策定 人権・男女共同参画課に名称変更	男女共同参画担当を総務部企画課へ移管

年	国連の動き	日本の動き	長野県の動き	岡谷市の動き
2007年 (H19年)		「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」改正(保護命令制度の拡充) 「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動計画」策定 「短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律」改正	「長野県男女共同参画社会づくり条例」改定	
2008年 (H20年)		男女共同参画推進本部決定「女性の参画加速プログラム」 「次世代育成支援対策推進法」改正(一般事業主行動計画の対象企業拡大)		組織改正により企画政策部に名称変更
2009年 (H21年)		「子ども・若者育成支援推進法」制定 「育児・介護休業法」改正(育児休業取得要件の緩和、育児・介護休暇の範囲拡大)		
2010年 (H22年)	第54回国連婦人の地位委員会 通称「北京+15」記念会合開催(ニューヨーク)	「第3次男女共同参画計画」(平成22年12月～27年度)		「男女共同参画おかやプランIV」(平成22～26年度)策定
2011年 (H23年)	ジェンダー平等と女性のエンパワーのための国連機関発足		「第3次長野県男女共同参画計画」(平成23～27年度)策定	
2012年 (H24年)	第56回国連婦人の地位委員会「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワーメント」決議案採択	女性の活躍促進による経済活性化を推進する関係関係会議開催		
2013年 (H25年)		「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」改正(法の適用範囲を生活の本拠を共にする交際相手まで拡大) 「男女共同参画の視点からの防災・復興の取組指針」作成		
2014年 (H26年)	第58回国連婦人の地位委員会「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワーメント」決議案採択	輝く女性応援会議開催 地域版「輝く女性応援会議」開催		

4 男女共同参画に関する現状（データ一覧）

区分	項 目		単位	岡谷市		長野県		全 国		根拠、調査名等	調査年 (月日)		備考	
				今回	前回	今回	前回	今回	前回		今回	前回		
人 口 等	年少人口割合		%	13.3	13.9	13.3	14.1	12.9	13.5	人口動態調査 (国は概算値)	H25.10.1	H20.10.1	毎年	
	老年人口の割合		%	30.7	27.0	28.3	25.5	25.1	22.1					
	一世帯当たり人数		人	2.71	2.78	2.66	2.77	2.42	2.55	国勢調査	H22	H17	5年毎	
	高齢者のみの世帯の割合		%	22.5	19.1	19.4	17.8	18.2	16.8					
	平均寿命	女性	年	87.4	85.80	87.07	87.06	86.61	86.05	(市)市区町村別生命表の概況 (県)長野県簡易生命表 (国)簡易生命表	(市)H22 (県)H23 (国)H25	(市)H17 (県)H20 (国)H20	(市)5年ごと 国で算出 (県)(国)毎年	
		男性	年	80.9	79.80	81.01	80.37	80.21	79.29					
	出生数		人	370	463	16,326	18,388	1,029,816	1,091,150	人口動態統計	H25	H20	毎年	
	婚姻件数	人口千人に対して	件	4.6	5.0	4.7	5.2	5.3	5.8	人口動態統計	(市)H24 (県)H25 (国)H25	H20	毎年	
	離婚件数	人口千人に対して	件	1.3	1.48	1.63	1.76	1.84	1.99					
	未婚率 (25～29歳)	女性	%	55.8	56.3	58.7	55.6	59.6	59.0	国勢調査	H22	H17	5年毎	
		男性	%	71.0	72.4	71.2	69.5	69.6	71.4					
進 学 率 等	進学率	高校:女性	%	99.2	98.4	99.0	98.8	98.7	98.1	学校基本調査	H25	H20	毎年	
		高校:男性	%	96.3	98.8	98.6	98.2	98.1	97.6					
		短大:女性	%	15.3	24.9	17.3	18.7	9.8	11.9					
		短大:男性	%	5.8	1.6	2.1	2.5	1.0	1.1					
		大学:女性	%	26.4	25.8	35.4	35.4	44.9	41.7					
		大学:男性	%	52.5	36.8	40.6	44.9	49.7	50.0					
	就職率	高卒:女性	%	14.0	13.1	13.1	13.0	13.6	16.1		H25	H20	毎年	
		高卒:男性	%	37.2	30.9	19.6	19.3	20.3	21.8					
議 員 等	女性議員の割合	衆議院	%	-	-	-	-	8.1	9.2	総務省・内閣府調	H26.11	H21.5	不定期	
		参議院	%	-	-	-	-	16.1	18.2					
		県議会	%	0.0	50.0	10.5	19.3	8.8	8.2					
		市議会	%	11.1	11.1	15.3	14.8	13.1	12.1					
	審議会等の女性委員の割合	国	%	-	-	-	-	34.1	33.2	内閣府調	H25.9.30	H21.9.30	毎年	
		県	%	-	-	40.0	28.2	34.5	33.1	公職参画状況調査	H26.4	H21.4		
		市	%	30.8	32.7	27.6	23.6	25.1	23.3					
	行政委員会の女性委員の割合	県	%	-	-	19.0	14.0	17.5	16.3	内閣府調	H25.4	H26.4	毎年	
		市	%	21.9	15.6	14.0	13.8	-	-	公職参画状況調査				
管 理 職 等	職員の女性管理職(課長相当職以上)の割合		%	0.0	5.7	3.7	3.3	5.9	5.7	内閣府調	(県)H26.4 (国)H25.4		毎年	
	女性校長の割合	小学校	%	37.5	12.5	18.7	10.3	19.0	17.8	学校基本調査	H26	H20	毎年	
		中学校	%	0.0	0.0	2.2	3.8	5.8	5.2					
		高等学校	%	0.0	0.0	4.8	1.9	6.7	5.3					
	女性教頭の割合	小学校	%	25.0	25.0	19.7	17.3	22.0	21.5					
		中学校	%	0.0	0.0	5.2	7.4	8.1	7.7					
		高等学校	%	0.0	0.0	8.5	5.0	7.5	6.5					
	女性自治会長の割合		%	0.0	0.0	0.8	0.8	4.5	3.8	公職参画状況調査	H26.4	H21.4	毎年	
	女性区会議員の割合		%	9.7	11.8	-	-	-	-					
	女性公民館長の割合		%	0.0	0.0	8.1	6.2	-	-					
	小中学校の女性PTA会長の割合		%	0.0	0.0	4.8	3.5	-	-					
就 業 状 況 等	就業率	女性	%	45.4	48.1	49.5	51.1	44.7	45.5	国勢調査	H22	H17	5年毎	
		高齢者	%	21.2	21.3	26.7	29.9	20.4	21.1					
		女性:30～34歳	%	61.8	62.0	65.1	61.7	60.4	57.5					
		女性就業者のうち有配偶者	%	62.9	63.0	54.4	66.4	46.8	59.3					
	賃金の男女格差	一般労働者:所定内	%	74.6	66.8	74.0	69.9	71.3	67.8	(市)賃金実態調査 (県)賃金実態調査 (国)賃金構造基本調査	H25	H20	毎年	
意識調査	「男は仕事、女は家庭」の考え方に「賛成する」人の割合		女性	%	6.3	13.4	4.3	6.3	12.0	12.0	(市)男女共同参画に関する市民意識調査 (県)県民アンケート調査 (国)女性の活躍推進に関する世論調査	(市)H25.8 (県)H24.5 (国)H26	(市)H20.8 (県)H19.8	不定期
			男性	%	7.0	18.0	5.5	9.9	15.9	15.9				
	「世の中は男女平等」と感じる人の割合		女性	%	16.5	15.5	13.3	9.7	19.8	15.9	(市)男女共同参画に関する市民意識調査 (県)県民アンケート調査 (国)男女共同参画社会に関する世論調査	(市)H25.8 (県)H24 (国)H24	(市)H20.8 (県)H20 (国)H19.8	不定期
			男性	%	29.1	30.9	26.9	21.7	30.0	27.0				

5 用語解説

あ行	
育児・介護休業法	正式名称は「育児休業・介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」 育児または家族の介護を行う労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるよう支援することによって、その福祉を増進するとともに、わが国の経済及び社会の発展に資することを目的とする法律
岡谷市地域防災計画	災害対策基本法および岡谷市防災会議条例に基づき、災害から市民の生命、身体及び財産を保護することを目的として、岡谷市防災会議により作成された計画
M字カーブ	日本人女性の年齢階級別の労働力率（15 歳以上の人口に占める求職中の人も含めた働く人の割合）をグラフで表すと、学校卒業後 20 歳代でピークに達し、その後、30 歳代の出産・育児期に落ち込み、子育てが一段落した 40 歳代で再上昇し、アルファベットの「M」のかたちに似た曲線を描く傾向が見られるため、この形態を「M字カーブ」と言う。
か行	
家族経営協定	家族農業経営に携わる世帯員が、意欲とやり甲斐を持って経営に参画できる魅力的な農業経営をめざして、経営方針・役割分担・就業環境などについて、家族間の十分な話し合いに基づき取り決めるもの
家内労働法	家内労働者の労働条件の向上を図り、生活の安定に資するため、家内労働手帳、工賃支払いの確保、最低工賃、安全衛生の措置など家内労働者に関する最も基本的な事項について定めた法律 なお、「家内労働」とは、自宅などを作業場として、メーカーや問屋などから物品や原材料の提供を受けて、一人または同居の親族とともに物品の製造や加工などを行い、その労働に対して工賃を受け取ること
合計特殊出生率	15 歳～49 歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、一人の女性が生涯に出産する子どもの平均数 全国では、第 1 次ベビーブーム期(昭和 22 年(1947 年)～昭和 24 年(1949 年))には 4.3 を超えていたが、昭和 50 年（1975 年）以降は 2.0 を下回っている。
国際婦人年	国際連合が女性の地位向上を目指して設けた国際年 昭和 50 年（1975 年）6 月、国際連合の主催により世界各国の代表が集まり、向こう 10 年間を国際婦人年として、女性の地位向上のために世界規模の行動を行うべきことが提唱された。
固定的な役割分担意識	「男は仕事、女は家庭」などと表現されるように、性別によって役割・能力・活動分野などを固定的に捉える考え方
さ行	
ジェンダー	社会的、文化的な性のありようを指す言葉
女子差別撤廃条約	正式名称は「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」 男女の完全な平等の達成に貢献することを目的とし、女子に対するあらゆる差別の撤廃を基本理念とする条約で、締約国は、あらゆる分野での差別の撤廃のために適当な措置を講じるよう求められている。 1979 年（昭和 54 年）に国連総会で採択され、日本は 1985 年（昭和 60 年）に批准した。

女性のエンパ ワーメント	女性が自らの意識と能力を高めて意思決定過程に参画し、政治的、経済的、社会的に力を持った存在になること
世界女性会議	昭和 50 年（1975 年）の国際婦人年以降、国際連合の主催により、女性の地位向上を目的として 5～10 年ごとに開催されている国際会議
セクシュアル ハラスメント	相手の意に反して不快、不安な状態に追い込む性的な言動により、仕事をする上で不利益を与えたり、就業環境を害したりすること
積極的格差是 正措置（ポジ ティブ・アク ション）	さまざまな分野において、男女間の格差を是正するため、一方の性に対して一定の範囲で特別な機会を提供することなどにより、実質的な機会均等の実現を目的として講じる暫定的な措置
た行	
ダイバーシテ ィ	年齢・性別・国籍などのさまざまな違いを受け入れ、その多様性を積極的に活用しようとする考え方
男女共同参画 基本計画	男女共同参画社会基本法に基づいて政府が定める、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画
男女共同参画 社会	男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、ともに責任を担うべき社会
男女共同参画 社会基本法	男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、国・地方公共団体・国民の責務を明らかにするとともに、施策の基本的な事項を定めた法律
男女共同参画 週間	男女共同参画基本法への国民の理解を深めるため、平成 13 年度以降、毎年 6 月 23 日から 6 月 29 日に全国的に実施されている週間
男女雇用機会 均等法	正式名称は「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」 職場での男女差別を禁止するとともに、男女の均等な機会と待遇を確保することを定めた法律
地域サポート センター	子育てから高齢者に関する課題まで、地域で抱える多種多様な課題の解決に向けて、区を中心とする各種団体やボランティアなどが、より一層の連携を深め、地域の人々を巻き込んだ大きな人の輪を広げ、地域の課題解決を図ろうとする仕組み
ドメスティッ ク・バイオレ ンス（DV）	配偶者や恋人など親密な関係にある、または、親密な関係にあった男女間で行われる身体的・精神的な暴力のことを言い、殴る、蹴るなどの行為のほか、相手を思いどおりに支配しようとする態度や行為を含む。 なお、ドメスティック・バイオレンスは、法令等で明確に定義された言葉ではない。
DV防止法	正式名称は「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」 家庭内での暴力を防止するとともに、被害者（配偶者等）の保護と自立に向けた支援を行うことを目的とする法律
デートDV	結婚していない恋人の間で起こる暴力
は行	
パートタイム 労働法	正式名称は「短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律」 パートタイム労働者の就業の実態を考慮し、雇用管理の改善に関する措置を講ずることにより、公正な待遇の実現をめざす法律

パワー・ハラスメント	同じ職場で働く者に対して、職務上の地位や人間関係などの職場内の優位性を背景に、業務の適正な範囲を超えて、精神的・身体的苦痛を与えるまたは職場環境を悪化させる行為
病児・病後児保育	児童の保護者が勤務等の都合で自ら看護を行うことが困難なときに、医療機関等に併設した専用の施設で、児童が病中または病気回復期にあつて集団保育が困難な期間、一時預かりすること 本市では、山崎医院に併設されている「キッズケアルーム・のあ」で実施。
ファミリー・サポート・センター	「子育てを援助してほしい人」と「子育てを援助したい人」が会員登録し、会員間の育児の相互援助活動を支援する仕組み
北京宣言及び北京行動綱領	平成7年（1995年）に開催された第4回世界女性会議で、全ての女性の平等、開発及び平和のための行動を推進するために採択された。 行動綱領は、女性の地位向上とエンパワーメントを達成するために優先的に取り組むべき12の重大問題領域（貧困、教育と訓練、健康、女性に対する暴力、人権、メディア、環境、女兒など）によって構成され、それぞれの戦略目標と行動指針が示された。
ま行	
マタニティ・ハラスメント	働く女性が妊娠・出産を理由に、職場で精神的・肉体的ないやがらせ（解雇や雇い止め、自主退職の強要などの不当な処遇）を受けること
ら行	
リプロダクティブ・ヘルス／ライツ	生涯にわたり心身の健康が個人の人権として尊重されること とりわけ、性と生殖に関する健康と権利が保障されること
労働基準法	労働者の賃金・労働時間・休暇など主な労働条件について、最低限の基準を定めた法律
労働力率	15歳以上の人口に占める、求職中の人も含めた働く人の割合
わ行	
ワークシェアリング	各々の労働時間を短縮することなどにより、より多くの人で仕事の総量を分け合い、社会全体の雇用者数を増やす（失業者数を減らす）という考え方
ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）	一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期・中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる状態

6 困ったときの相談窓口

平成 27 年 4 月現在

■女性・子どもの人権、困りごと、悩みごと等に関すること

相談事項		予約	相談時間	連絡先
女性のための相談		要	第3火曜 10:00～15:50	企画課 23-4811(内線 1528)
一般相談	電話相談	—	火～土曜 8:30～17:00 (金曜 8:30～19:00)	長野県男女共同参画センター“あいとぴあ”(諏訪湖ハイツ内) 22-8822(相談・予約専用)
	面談	要	火～土曜 8:30～17:00	
女性のためのカウンセリング		要	第2木曜、第4土曜 10:00～15:50	
女性のための法律相談		要	第1金曜 13:00～16:00	
女性のためのチャレンジ相談		—	火～土曜 8:30～17:15	長野県男女共同参画センター22-5781
男性のための相談 (電話相談)		—	毎週金曜 17:00～19:00 ただし、平成 27 年度 5/29、7/31、10/30、1/1 は休み	長野県男女共同参画センター“あいとぴあ” 22-7111
児童虐待・DV24 時間ホットライン		—	24 時間対応	長野県県民文化庁こども・家庭課 026-219-2413
家庭児童相談		—	月～金曜 9:00～17:00	子ども課 23-4811(内線 1265)、 23-4767(相談専用/24 時間対応)

■健康、育児・介護、福祉、心身の悩み、教育等に関すること

相談事項		予約	相談時間	連絡先
一般健康相談 栄養相談・ 歯科相談	電話相談	—	月～金曜 8:30～17:15	健康推進課 23-6141(直通)
	面談	要		
育児相談・ 母乳相談	電話相談	—	月～金曜 8:30～17:15	
	面談	—	月2回 9:30～11:00	
高齢者総合相談・権利擁護		—	月～金曜 8:30～17:15	地域包括支援センター(介護福祉課) 23-2336(直通)
ひとり親家庭相談		—	月～金曜 8:30～17:15	社会福祉課 23-4811(内線 1259)
生活福祉相談(心配ごと相談)		—		
無料法律相談		要	第3火曜 13:00～17:00	社会福祉課 23-4811(内線 1253、1259)
消費生活相談		—	月～金曜 8:30～17:15	消費生活センター相談担当(社会福祉課内)23-4811 内線 1228
生活困窮者相談		—	月～金曜 8:30～17:15	生活就労支援センター(社会福祉課) 23-4811(内線 1254)
障がい者福祉相談		—	月～金曜 8:30～17:15	社会福祉課 23-4811(内線 1255～1257)
		—	月～土曜 9:00～17:30 (第3月曜は除く)	諏訪圏域障害者総合支援センター オアシス 54-7363
	就労相談	—	月～金曜 9:00～17:00	諏訪圏域障害者就業・生活支援センターすわーくらいふ 54-7013
子ども総合 相談センタ ー	教育相談	—	月～金曜 8:30～16:30	分室(教育相談室) 24-2206
	学校生活、入学 進学、長期欠 席、養育の悩み	—	月～金曜 8:30～17:00	教育総務課 23-4811(内線 1215～1217)

■労働・就職に関すること

相談事項	予約	相談時間	連絡先
中小企業経営技術相談	—	月～金曜 8:30～17:15	テクノプラサ'おかや(工業振興課) 21-7000
ミニジョブカフェ 仕事上の疑問や悩みに関する相談(40歳前半まで)	要	随時 (相談者との日程調整により実施)	
労働基準法、労災保険等に関する相談	—	月～金曜 8:30～17:15	岡谷労働基準監督署 22-3454
労働問題全般に関する相談	—	月～金曜 8:30～17:15	長野県南信労政事務所(伊那合同庁舎内) 0265-76-6833
巡回労働相談 労働相談員と労政事務所職員が身近な地域に出向き、労働問題全般について公正・中立な立場でアドバイス	要	H27年度 4/8、7/8、10/14、1/13 いずれも水曜日 13:00～16:00 場所:勤労青少年ホーム	長野県南信労政事務所(伊那合同庁舎内) 0265-76-6833 テクノプラサ'おかや(工業振興課) 21-7000

■社会福祉協議会の相談

相談事項	予約	相談時間	連絡先
ふれあいおしゃべり電話	—	月～金曜 8:30～17:15	社会福祉協議会(諏訪湖ハイソ内) 24-2121
ボランティア総合相談	—		
金銭管理 財産保全相談	—		
社協心配ごと相談	—		
家庭介護相談	—		
結婚相談	—	火曜 10:00～16:00	
		第1・3土曜 10:00～16:00	
		第2・4木曜 18:00～21:00	

7 市民等の意見募集（パブリックコメント）に寄せられた意見

「男女共同参画おかやプランV」（案）に対するパブリックコメント

1	過去のプラン等を踏まえてのプランVなので、全体的に簡潔でよいと思いました。 「男女共同参画社会」という用語の認知度が20年の調査時より25年の調査の方が減ってしまったのはどうしてでしょうか。まだまだ啓発活動が足りないと思い知らされました。
2	男女共同参画プランVは、第1章、第2章、第3章とも大変わかりやすく書かれていて、これまでの取り組み、岡谷市の現状、計画など良く理解する事ができました。 基本目標に於いても現状と課題、施策の方向性など、的確に問題点をとらえていると思います。 しかし具体的な取り組みについては、非常な努力が必要と思われます。男女共同参画に向けて家庭や地域、職場など住民の協力のもとに住み良い岡谷市にしないといけないと思います。
3	男女共同参画推進市民の会は、この計画案の中にも時々出ていますが、現状では危惧されます。会員を広く集めて、例えば企業の人事担当者、女性管理者（職）、若手の女性などを参画させる事により企業の内から男女共同参画の理念を発信することができるのではないのでしょうか。

認め合い ともに輝く

男女共同参画おかやプランV

平成 27 年 4 月発行

発	行	岡谷市
編	集	岡谷市企画政策部企画課 長野県岡谷市幸町 8 番 1 号
電	話	0266-23-4811（代表）
市ホームページ		http://www.city.okaya.lg.jp
イラスト		宮下 雅絵

男女平等の



輪を

ひろげよう！

平成 26 年度男女共同参画社会づくりポスターコンクール
中学生の部 最優秀賞 岡谷西部中学校2年 山崎伊桜里 さん